

令和 4 年

社会文教常任委員会会議録

令和 4 年 3 月 11 日

田上町議会

令和4年第1回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年3月11日 午前8時57分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 11番 | 池井 豊君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 高橋秀昌
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 1号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中
- 第1表 歳 出
- 第2表 繰越明許費
- 承認第 2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について中

- 第1表 歳 出
- 承認第 3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告
について中
- 第1表 歳 出
- 第2表 繰越明許費補正
- 議案第10号 田上町地域学習センター条例の一部改正について
- 議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について中
- 第1表 歳出の内
- 2款 総務費（3項）
- 3款 民生費
- 4款 衛生費
- 10款 教育費
- 第2表 繰越明許費補正の内
- 2款 総務費
- 議案第17号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定に
ついて
- 議案第18号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定につ
いて
- 議案第19号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について

午前8時57分 開 会

社会文教常任委員長（池井 豊君） おはようございます。時間よりちょっと前ですけども、社会文教常任委員会を始めたいと思います。

なかなか今日、盛りだくさんで、昨日も何か結構時間を超過してやっているような話を聞いておりますけれども、闊達な意見の中にも明瞭な質疑でスムーズに進行していただければと思っています。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。大変ご苦労さまです。すっかり春らしくなってきました。今日は、予報ですと16度というふうな予報も出ております。本当によやく春を感じる頃になってきたかなというふうに、気持ちも軽やかになるところなのですけれども、昨日も申し上げたのですが、その気持ちとは裏腹といいますか、家に帰ってテレビのスイッチを入れますと、それこそウクライナのあの惨状が目に入ってきます。なかなかこの侵攻が始まってからもう2週間以上たつわけですけども、合意の下での停戦の協議はまとまらないどころかますますエスカレートするような状況です。昨日も見ておりましたら、もうそれこそ無差別というのですかね、病院、学校、それこそ小さな子どもたち、そしておなかを大きくしたお母さんたちまで被害を受けていると。そういう惨状に本当に毎日、毎日心が痛む思いがいたします。物を言えぬ国、物を言わせぬ国ですので、本当にその国のリーダーの恐ろしさというのでしょうか、目を覆いたくなるような惨状が続いていますけれども、一日も早く普通の生活に戻れる日が来ることを願っております。

そして、今日は3月11日、あの東日本大震災からちょうど今日が11年目ということとです。11年、復興もかなり進んでいまして、終盤を迎えているというふうに聞き及んではおります。しかし、昨年も申し上げたと思うのですが、あの津波で子どもさんを亡くしたお母さんが復興、復興と声を聞くのがつらい、復興できないものを亡くしたからという言葉が今年も改めて思い出しました。今まだ約3万8,000人ほどの方々が避難生活を余儀なくされておると聞きます。また、約2,500人ほどの行方不明者がいまだにまだおられるという話も聞くわけでありまして。本当に亡くなられた方々のご冥福を改めてお祈り申し上げたいと思います。

それはさておきまして、今日は社会文教常任委員会に付託された案件、かなりの案件がございます。よろしくひとつご協議をいただきまして、ご承認またはご決定をいただきますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

高橋議員より傍聴の届出が出ておりますので、これを許可しております。それから、三條新聞社からも傍聴の届出が出ておりますので、これを許可いたしました。

それでは、当委員会に付託された案件は、付託案件表のとおり承認第1号から議案第19号までの10案件でございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。承認第1号から説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課の棚橋と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の9ページのほうをお開き願ひます。9ページ、第2表になりますが、繰越明許費の補正をお願いするものです。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名としまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、金額といたしまして1億1,011万4,000円の繰越明許をお願いするものです。こちらにつきましては、1月12日の全員協議会においてご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響による支援のため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対しまして、1世帯10万円の現金を給付する全額国庫負担事業の内容になります。令和3年度内で事業の終了が見込めないことから、予算の繰越しをお願いするものです。

なお、この金額につきましては、執行の状況が全然見込めなかったものですので、10万円の本体分を全額を限度額ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質問は、いいですか。執行部、続けて関連してどなたか説明しますか。大丈夫ですか。

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 私の説明が以上です。すみません。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、承認第1号の専決処分の報告についてということで、4ページになりますが、説明のほうをさせていただきます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染対策事業として、早急に取り組む

必要がありましたことから、やむを得ず1月12日付けで専決処分をさせていただいたものであります。説明等は、歳出のほうでございまして13ページを御覧いただきたいと思っております。13ページの上のほうでございまして、4款1項5目新型コロナウイルス対策事業費について、1億1,490万6,000円の増額をお願いしたもので、内容については説明欄のほうをお願いしたいと思っております。まず、中小・小規模企業対策事業費72万円につきましては、交通事業者支援金ということで、町内の交通事業者4社が新型コロナウイルスの影響を受ける中、事業継続に必要な費用負担を軽減するため支援を行ったものであります。

説明は以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。教育委員会、小林でございます。続いて、教育対策事業について説明をさせていただきます。

18節負担金補助及び交付金、修学旅行キャンセル料補助金56万6,000円の追加をお願いするものですが、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、中学校、3月に予定しておりました修学旅行が延期になったということで発生するキャンセル料を補助するため、この金額を専決処分させていただいたものでありますので、よろしくお願ひいたします。

説明替わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 続きまして、子育て世帯への臨時特別応援金につきましても説明申し上げます。

補正額350万6,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、1月12日の全員協議会においてご説明申し上げました。こちらにつきましては、子育て世帯への臨時特別応援金ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、国の補助事業で補助がついたものでありますけれども、それにつきまして所得制限により対象から外れた方につきまして、町独自で10万円を支給するものです。35人分掛ける10万円の350万円と郵送料をお願いするものです。

それから、次に移りまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1億1,011万4,000円の補正をお願いするものです。こちらにつきましては、先ほど繰越明許費の補正をお願いした、そちらの事業になります。こちらも1月12日の全員協議会においてご説明申し上げましたが、住民税非課税世帯、それから家計急変世帯等に対しまして、1世帯10万円の現金を給付する全額国庫負担事業となります。それに伴いまして、事務費ということで、それぞれ事務補助員、それから時間外勤務手当、それから消耗品ということでコピー用紙等の購入、それから郵送料、それ

から電算のシステム改修委託料、コピー機使用料ということで、それぞれ事務費につきましても、こちらの金額を補正させていただきまして、合計1億1,011万4,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、お願いします。

6番（中野和美君） 13ページの修学旅行のキャンセルのことについてお尋ねします。

今回残念ながら延期になってしまったのですが、延期ということはまだ計画は続けていられて、今後また新しく修学旅行を設定して、またそれが延期になった場合、またキャンセル料が発生してくると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） このたび関西方面を予定しておりました修学旅行が延期になったということで、昨年、一昨年ということで行き先が急に変更になったわけですけれども、その行き先が変更になるとこのキャンセル料が発生するということになります。延期になった際のものに関しましては、なるべくそういった形のキャンセル料が発生しないような方向で検討しているというところでございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 待つて。今答弁不明確でした。昨年は関西方面を予定していたがに対する、これは関西方面を変更してまた県内に変えるのか、キャンセル料が発生しないように関西方面でこのまま継続して予定しているのか、ちょっと明確に教えてください。

教育長（安中長市君） 私のほうから答えさせていただきます。

関西方面に2泊3日を予定していたのですが、それが関西方面はとても無理であるということ、中学校のほうで保護者と連絡をした中で決めました。5月に県内で1泊というふうに考えています。ということで、もう関西には行かないので、残念ながらキャンセル料が発生しました。県内の方向で今5月に妙高高原と聞いていたのですが、これがもし延期になってもキャンセル料は発生しないというふうに聞いていますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 明確な答弁ありがとうございました。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 今の経緯に絡んで、キャンセル料がかかるというのは、例えば出発の何日前から何%だと、これは多分そういう取決めがあると思うのです。いろいろ新型コロナウイルスの状況、刻々と変わるものがあるにしても、ぎりぎりまで待つて行くのをやめたとか、そういう形ではなくて、もう少し前

から、例えば行く方向を変えようとか、そういう議論であれば、ある程度キャンセル料の減額に取り組めたのではないかという気がするのですけれども、この辺はいかがですか。

教育長（安中長市君） その件に関しては、教育委員会と中学校のほうで大分やり取りをしていまして、実はもう関西方面に計画を立てて、企画書も出していただいて、計画をつくったという段階。つまりもう中学1年のときに、それが成立していて、関西のほうに行かないと企画料というのが発生するのだそうです。これは、どこの旅行業者も同じです。ところが、その後に例えば宿泊施設なら何か月前とか、それから以前はJRがキャンセル料がすごくかかるというふうに言っていたのですが、最近新型コロナウイルスの関係で、JRのほうも何か月前まではかからないよというふうになったのですが、そこのところがかからないように、企画料だけで抑えられるように徹底させていただきました。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。そんな前から企画をしているのであれば、そのときにどうなるか分からない。これは、必要経費なのだろうなというふうに思います。

あと、ほかのご説明がありました、例えば交通事業者支援金、これ4社に対してということで、専決処分というのは要は実行を急ぐので、議会の承認を待たずに専決をしているということでもあるのだろうと思うのだけれども、要はこの事業は全部実施済み。例えば1つずついくと、交通事業者支援金72万円、これは実施済みかどうか。それから、子育て世帯への臨時特別応援金、35人分、350万円というお話ありましたが、これは実施済みなのかどうなのか。これをちょっとお聞かせいただきたい。

産業振興課長（佐藤 正君） 交通事業者支援金の関係につきましては、4事業者から既に支援金のほうの申請書を全ていただいております。支払いの手続きはしております。支払いのほうは、この3月15日の支払いが3件ございますが、それをもって終了という形になります。

以上であります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、子育て世帯の特別応援給付金につきましては、専決の後に早急にシステム改修を行いまして、システム改修後に案内書を送付できたのが3月1日となりまして、その後30名の方に送付いたしまして、そのうち現在21名の方から申請が実際ありまして、最初の振込が3月22日に21名分を振り込む予定となっております。

それから、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業につきましては……
社会文教常任副委員長（小野澤健一君） ある程度の進捗はいいのかなと思うのだけれども、やはり緊急性を要する案件でありますから、周知方法であるとか、あるいは申請の例えば業者のほういろいろ仕事もあるわけでしょうから、そういったものをサポートする中で、いち早くこの事業を完了すべきだと私は思うのです。事業者が申請をしないから私は知らないのだと、こういうことではないと。町の方が困っているという認定をしているわけですから、困っているところにどんどん、どんどんそういった現金の支給なら現金の支給というものを一日でも早くやる必要がある。したがって、事業の完了をもう少し急いでいただきたいというように思います。
以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） さっき保健福祉課長補佐が答えそうになったのですが、私も聞こうと思っていたのですけれども、今回繰越しされたわけなのですから、事業の進捗状況は何%ぐらいになって、申請なので分かりにくいかもしれないけれども、おおむねどのくらいの進捗状況なのか聞かせてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） では、住民税非課税世帯に対する給付金につきましては、2月16日の日に抽出が終わりまして、対象となる世帯のほうに案内書、確認書を送付いたしまして、最初の振替が2月28日から始まりました。それで、3月7日現在、支給決定が630世帯ということで、7割程度の方から申請いただきまして、支給決定をしているというような今の進捗状況です。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質疑ありますか。
（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） なければこれで質疑を打ち切ります。

では、続いて承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について、歳出ですね。お願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、議案書の15ページ御覧いただきたいと思えます。承認第2号 専決処分の報告につきましては、1月27日開催の全員協議会のほうでご説明申し上げましたが、1月21日から2月13日までの24日間、新潟県におきましてまん延防止等重点措置の適用がなされ、市町村の飲食店等の時短営業に係ります協力金の支払い事務を行う必要がありましたことから、やむを得ず1月21日付けで専決処分とさせていただいたものであります。

説明のほうは23ページ、歳出のほうを御覧いただきたいと思えます。23ページ、

4款1項5目新型コロナウイルス対策費につきましては、8,069万4,000円の増額をお願いしたもので、内容につきましては先ほど説明しましたとおり、時短営業に協力しました飲食店等の協力金の支給に対しまして、新潟県の配分に基づきまして、事務費も含めて必要となる経費を補正させていただいたものということになります。したがって、事務費の関係と協力金関係の、こちらの内訳のとおり補正、専決ということでさせていただきました。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 新潟県のまん延防止が終わりましたけれども、これが協力金の支給日というのはいつなのでしょう。大分時間がかかるやに聞こえてくる部分もあるのですけれども、これというのは新潟県がやるのではなくて、いわゆる協力金ですから、支給は田上が県の委託を受けてやるのか。やるのであればいつやるのか、これをちょっとお聞かせいただきたい。

産業振興課長（佐藤 正君） 今のご質問でございますが、新潟県のほうから協力金と事務費も含めまして補助金という形で町に歳入で受けまして、町で支払いの事務をさせていただきます。今回この1月21日から2月13日までの間の協力いただいた事業者の数ですが、一応21件です。支払いのほうは3月までに終了する形で、もう申請書全て受け付けております。申請は既に3月7日の部分につきましては6件ほど終了しましたが、それ以外はもう3月に全て終了することになっておりますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 3月中に支給が終わるということで解釈していいですね。

産業振興課長（佐藤 正君） 3月に全て終了します。受付のほうは2月14日、2月13日までまん延防止の適用でございましたので、翌日からもう既に2月14日に受付をさせていただきますので、よろしく願いします。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 一々聞いて申し訳ございません。支給金額というのは、総額で幾らになるのですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 協力金の総額でございますが、2,001万6,000円になります。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） いいですか。ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 承認第2号については質疑を打ち切ります。

続いて、承認第3号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第12号))の報告について中、第1表、歳出、第2表、繰越明許費について説明をお願いします。

産業振興課長(佐藤 正君) 続きまして、議案書の24ページ、承認第3号 専決処分の報告になります。まず、ページのほうは29ページのほうを御覧いただきたいと思っております。第2表、繰越明許費の補正でございますが、4款1項、中小・小規模企業対策事業ということで、5,359万2,000円の繰越明許費の補正をお願いするものであります。これにつきましては、2月14日から3月6日までまん延防止措置等の適用が延長されました。それに伴います飲食店等の時短営業に協力した事業所に対しましての協力金の支払い部分の金額5,359万2,000円を補正させていただいたものであります。3月31日までの事務の支払いが終了しないことが想定されますことから、繰越明許ということをお願いするものであります。こちらにつきましては、2月16日の全員協議会のほうでご説明を申し上げたものでございます。

続きまして、33ページのほうをお願いしたいと思います。33ページ、歳出でございますが、4款1項5目新型コロナウイルス対策費につきましては、5,466万4,000円の増額をお願いしたものであります。内容につきましては、先ほど申し上げましたが、時短営業の関係で飲食店等への協力金の支給に対して必要となる経費を補正させていただいたというものでございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長(池井 豊君) 説明が終わりました。

質疑のある方。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) ないようなので、これで質疑を打ち切りたいと思っております。

続いて、議案第10号 田上町地域学習センター条例の一部改正について説明をお願いします。

教育委員会事務局長(小林 亨君) それでは、議案第10号について説明をさせていただきます。

議案書の63ページからになりますので、お願いをいたします。こちら田上町地域学習センター条例の一部改正につきましては、初日の提案理由の説明にもございましたように、1月13日に開催されました全員協議会におきましてご説明させていた

いただきましたように、地域学習センター、図書館機能を有し、設置目的の町民の教育と文化の発展に寄与するとともにということで、地域資源を活用した多様な施設を活動を支援する施設として運営していくものですが、ここで物品の販売は宣伝活動とともに営利目的での継続的な使用を制限するための改正を行うものであります。

資料ナンバーの17ということで御覧いただきたいと思います。新旧対照表になります。第6条のところでは5項を追加いたしまして、その5項の中に物品の販売及びそれに関わる仕入れ、契約、宣伝またはこれに類することをを行うとき。それから、2号といたしまして、営利目的で継続的な使用をするときには、その使用を許可しないということで条文を追加させていただくものであります。そのほか、第7条につきましては、文末に何も文字がなかったことで、今回法規の担当のほうから指摘がありましたので、その部分を直させていただきたい部分と。第7条の第2号のところでは、6条に5項を追加しましたので、その文言を追加したものであります。それから、附則の中の使用料条例の括弧書きの部分の削ったということでの改正になります。

今回参考資料といたしまして、規則のほうの改正する部分を前回全員協議会でもお示しさせていただきましたが、販売目的の使用を許可しないということから、第10条の2号の部分の削除していききたいということで、対応させていただくというものでございます。いろいろ全員協議会の中でお話をいただきまして、要綱の作成を準備していたのですが、法規の担当のほうとなかなか合意ができなかったということで、今回お示しすることができませんでしたので、大変申し訳ございませんが、このたびはこの条例の改正ということでご審議のほうをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 参考資料についての説明は何かありますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 参考資料につきましては、第10条のところの見え消し部分の資料を用意させていただきましたが、第10条の2号ということで、物品販売をこの条例で禁止するということから、この条例が必要なくなるということで、第10条の2号を削ると、第3号を2号に繰り上げるという形の改正となりますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 順番に質問をしていきます。

今回物品の販売とか営利の継続的な使用を禁止すると、こういうふうな条例への追記という形でございますけれども、これの根拠というのは何ですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問でございますが、販売目的、それから営利目的の継続的な使用ということで、根拠ということでございますが、これまでの協議の中で、地域学習センターにおいて営利目的の使用というのは、いかなものかということですとずっと議論をさせていただいてきて、その議論の過程を踏まえ、こちらのほうで販売目的を禁止、それから営利目的の継続的な利用に関しても制限をかけていきたいということで、このたび一部改正の提案を申し上げさせていただいたところでございます。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 非常におかしな話になると思うのです。1月13日に営利目的の使用、非営利目的使用の判断基準を明確にするため、新たに田上町社会教育施設の営利目的の許可に関する要綱を制定しますと、こういう形で13日はあったわけだ。その基準が明確でない中で、なぜ条例にこういうものを入れられるのか、それについて聞かせてもらいたい。判断基準がないではないか。要綱に基づいて判断をすると言ったのでしょうか。その要綱が決まっていないのに条例に上げてくるというのは、私常軌を逸していると、全く理解しがたいのです。これについてどう思われますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 要綱につきましては、こちらの事務処理上の判断基準ということで考えておりますが、このたびいろいろ議論している中で、その判断基準云々というのは地域学習センターでの販売目的……

（判断基準でしょう。判断基準を明確にしてと言っている。そんなの恣意的に言ったって駄目でしょう。これに書いてあるから駄目なんですと、こうことじゃなかったら条例に入れられないじゃないということを行っているの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 不規則発言は慎んでください。

教育委員会事務局は、この条例提案に至った経緯、そこら辺を明確に発言してください。

副町長（吉澤深雪君） ちょっと質問の趣旨とかみ合っていないなと思いましたが、私のほうから説明いたします。

今回の条例改正の内容なのでありますが、そもそも教育委員会、町で地域学習センターの利用方法について考え直すというか、改めて整理をした上でどうあるべきかということを考え直して、今回その結果に基づいて条例改正をしたと。その中で、地域学習センターは図書館機能も有するというのが第一です。その目的に合わせて、そこでの販売活動、それから宣伝目的のものはやめようと、そういう考えにいたし

ました。それを踏まえて、今回条例改正を行うということでもあります。前回全員協議会の要綱の制定というのは、これとはまた別に使用料条例がありますので、その使用料条例の中で営利と非営利について、料金が違うという設定、規定があるものですから、その営利と非営利は何だかという整理をまた別の要綱を定めるのですよということでもありますので、地域学習センターの条例改正と要綱の制定というのは、ちょっと一緒ではないということでは理解願いたいと思います。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 副町長からせっかくかみ合っていないのでなんて言って、ちゃんとかみ合う議論が出るとしたら全然違う。要は、例えばこの条項の中で、営利目的を継続的にするのは不許可ですよと言っている営利目的ってでは何。どういうことをいうのですか。どこに書いてある。

それから、今副町長が地域学習センターは図書館機能を有すると言っているけれども、あそこに図書館があってはいけない。図書コーナーではないの、あれ。図書館機能ということであれば、図書館法が適用になる建物になるのですか。違うでしょう。図書コーナー、いわゆる補助金をもらうために、図書館があそこにあってはいけないから図書コーナーの位置づけでしています。図書館機能でいえば、図書館があるよと、こういうことを言っている。言葉遣いも悪いし、今言ったように営利目的がどういうものか分からない。それを要は判断基準を要綱に求めると言っておきながら、要綱はまだ作りません、条例だけ先行します、こんなばかな話ありますかというのが私の。おかしいではない。例えば営利目的の継続利用って何ですか。説明してもらえますか。できますか、皆さん同じ統一基準で。教育委員会はどう思うけど、副町長はこう思うでは困る。普通要綱と条例はセットではないのですか。条例だけ先行して後で要綱つくりますなんて、私は聞いたことない。ほかの市町村そんなことやっているのですか、副町長。

副町長（吉澤深雪君） 図書コーナー、図書館機能を有する、言葉遣いの表現がうまくないというのであれば、それはそのとおりかと思います。今言っていたのは、要綱の関係、地域学習センターの要綱ではない。確かに条例のほうで継続的な営利目的ですか、そういうものは……

（社会教育施設の営利目的ということで要綱を書いたんでしょう。学習センターは、そこに含まれないんですかの声あり）

副町長（吉澤深雪君） 含まれます。ただし、今は地域学習センター条例の改正をお願いしたいと。要綱については、また、使用料条例に基づく要綱をもうちょっと整理

した上で今日示したかったのですが、先ほど局長が言ったとおりになかなか法規のお墨つきをもらえなかったと、要は却下されたということであります。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長（池井 豊君） 小野澤委員、不規則発言はやめてください。手を挙げての明確な発言をお願いします。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） であれば、要綱のお墨つきがもらえないのであれば、何で条例だけ先行しなければ駄目なの。いわゆる一番ベースの運用基準を決めない中で、飾り文句だけ上げたっておかしな話ではないか。例えばその間に該当するかどうかって誰が決めるのですか。また、地域学習センターみたいな話になるのではないですか。地域学習センターではなくて、塾みたいな話になるのではないか。そういうもろもろなものを反省をして、明確な基準をつくって運用しましょうねというのが本来のスタートではない。あれから1年近くたつにもかかわらず、まだこんな状況。町民からすればいいかげんにしてくれという話にもなるし、今ほど申し上げたように運用を例えば営利目的だから、ではお金いっぱい取ります。それは使用料条例だというけれども、運用の一つでしかない。貸せる、貸せないの中でも当然適用になってくるわけでしょう。そういったものが決まらない中で、条例にこの2つを入れるなんていうのは私はとんでもない暴挙だなというふうに思います。そんなのは条例に入れました、運用できないではないですか。それでも条例は議員の承認が要るし、要綱は要らないよね、後でちょこちょこつとつくればいいよねと、そういうふうに考えておられるのか。副町長、どうですか。

副町長（吉澤深雪君） 委員が最後に言った関係、そんな要綱は勝手に直せばいいなんていうふうには思っておりません。これだけ大きな問題となっておりますので、これについてはちゃんと議会のほうに説明した上で改正していく予定であります。

最初の話に戻りますが、条例改正自体については全協でお話をし、もちろん法規の担当から了解をもらった、オーケーをもらった上で説明したわけでありまして、議会のほうからも理解をいただけたということで、そういうふうに理解しておりますので、今回大分時間が長くかかってしまったものですから、早く地域学習センターの使い方というか、申請の在り方についてはここで一旦決着をつけ、動かした上でやっていきたいということは、本当に申し訳ないのですが、その要綱の関係、先回の全協で議員から叱責を受けた内容について、もうちょっとまだ詰まってない部分があるものですから、その辺を整理した上で、それを準備でき次第お示ししていきたいということ考えております。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君）　ちょっと質問の仕方を変えます。ここまで焦ってやる必要性があるのか。需要はあるのですか。これに該当するような、例えば申請許可が教育委員会に来ていて、それを至急判断しなければ駄目なような事情があるのか、ないのか。ないのであれば、要綱をきちっとつくって、その後に条例入れればいいだけの話。先ほども申し上げたように、これだけ1年近くの時間を要したという、この責任はどういうところにあるのと。今ほど時間がないから、いや、もらわなければ駄目なのですなんていうのは言語道断。全く本末転倒な話。じっくりと時間をかけてやるべき。13日の全協では、先ほど言ったように要綱とかが内容的には問題あるけれども示された。直近の2月にあったのは何ですか、あれ。2月にあったのは、営利目的の定義なんていうのは、何か私がどこどこから検索したのではないかなんていう、そこまで突き止めたようなことをちらっと言って、そういう考えはこの2回の全協のときに何をしていたのだという話になる。降って湧いたように要綱もきちっと決まっていな中で、条例だけ追記をします。こんなの筋が通るわけないではないですか。だから、これを至急条例に入れなければならないような事象が今発生をしているのかどうか、これをちょっとお聞きをしたい。そういう事実はあるのですか。もしないのであれば、こんなに焦ってやる必要ないではないですか。

副町長（吉澤深雪君）　具体的な問合せなり、申請については事務局から説明しますが、その前にまず考え方なのでありますが、こういう問題が起きてから地域学習センターに対して、申請に対して、それに対してある程度制限を加えていると。つまり今問題があって、なかなか整理ができていないものですから、その考え方を今保留しているような状態でストップしているというふうな関係があるものですから、それを早くこの部分については、まずはここでの販売目的のものの使用は禁止するのだというものはっきりした上で、それ以外の内容についてなるべく早く貸出しをしたいという考えであります。では、また事務局のほうから説明します。

教育委員会事務局長（小林 亨君）　今ほどのご質問ですが、条例改正を整備する申請があるのかというご質問かと思いますが、今現在副町長の説明したように、そういった申請のほうは今出ておらないところでございます。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君）　私ばかり話すとはかの議員の皆さんに申し訳ないのだけれども、言わせてもらいたいのは言わせてもらいたいと思います。要はそういう形で緊急的にそういう事象が発生しているわけでもないわけですよ。それで、なおかつ要綱がまだ未策定、決定をしていない、こんな状況の中で焦ってこ

の2つを文言化する、あるいは条例に追記をする必要は全くないというふうに私は思うのだけれども、これをあえて今どうしてもやらなければ駄目というのは、これ例えば物品販売なぜいけないのか。例えば営業的な営利目的の使用がなぜいけないのか。そのよりどころが要綱でしょうがね。その要綱をつくらずして、条例だけ先にやって運用していきますなんて聞いたことない、私。全くやっていることが本来行政が手続をやるのを全く理解をしていない。下から積み上げていくようなことをぽっとやって、その理由づけをまだしていません、できませんなんていうのは、私はどう考えても理解できない。したがって、何が言いたいのか私はこれに反対です。こんなことをやって町民に説明できるわけがないではないですか。運用基準が明確でなくいろいろごたごた、ごたごたしてきたわけでしょう。社会教育法とか、地方自治法の適用を間違えながら右往左往してきた。その間に議員からいろんな意見が出てきた。弁護士にも残念ながらちゃんと聞いたかどうか、そこまでは分かりませんが、そこまでやった。にもかかわらず、この決着というか、これはあまりにもお粗末過ぎます。もっと法律的な話をすれば、地方自治法で建設をした建物、そこにでは役場が言うように公民館機能がありますよということがあれば、社会教育法と地方自治法の兼ね合いどうするのですか。こういう法律的な問題もあるわけです。こういったものも不問に付して、強引にこんなものを要は2つだけ、なぜ2つなのかよく分からない。13日の中に議員が全員あれ承認したわけではないでしょう。いろんな意見が出た。それについての回答もしないまま条例を追記をするなんていうのは、我々議会とのいわゆる信義則に反するような、そういうやり方を執行はされるのだなど、こういうふうに思う。先ほど副町長から盛んに言っていた、申し訳ない、申し訳ない。申し訳ないのは申し訳ない。だから、要綱をつくってからやればいいではないか。運用基準が明確ではないのを条項に入れるなんていうのは私は聞いたことないです、悪いけれども。こんなほかの自治体も平気でやっているなんていうことは私は思えないけれども。田上だけではないのですか、こんな暴挙というか。ある意味では暴挙です。私はそう思います。副町長、どう思いますか。暴挙だと、これは取り下げるべきだと私は思います。

副町長（吉澤深雪君） 今の小野澤委員の意見の中で、販売目的なり、継続的な営利目的の利用を条例で禁止する、そういう理由を認めないというものは要綱がないからおかしいというような、そういう意見だったかと思うのですが、それは今までの全員協議会でこれまでも説明してきたとおり、地域学習センターのそもそも設立の考え、発想から図書館機能を、こう言うとまた言葉遣い悪いと言われるかもしれませ

んが、図書館機能を有する施設を造りたかったと、そういう発想から静と動、静かな学習を行う図書館的な機能を有した地域学習センターを設置することで、その本来の目的に合わせてそこでの使用を制限していこうということで、これまで説明したものであります。そういう販売目的であれば、何も地域学習センターである必要はないだろうということで、それについては目的外の、そういう施設ではやることを禁止していこうということで、今回その考え方をまとめた上で、それに合わせて条例を整理したいということであります。要綱については、先ほどと同じような話になりますが、あくまでも地域学習センターだけではなく、使用料条例を定めている関係があるものですから、その中での規定を今後もうちょっとちゃんと納得できるように、説明できるように整理できる時間をいただきたいということであります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 条例制定に関することについて、考え方に差異が生じておりますので、論点を明確にして質疑をお願いします。またはあと討論。もう討論のさっき状態のようだったのですけれども、質疑を明確にして質疑してください。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 先ほどから言っているように、副町長はいろんなことを言っている。私は、だから運用基準となる要綱をつくらないで条例を改正していいのですかと。これだけです、簡単に言えば。例えば地域学習センターではないけれども、この交流会館の金の買い取りとか何かある、8日、9日。あそこである。これって専ら営利を目的にする事業だと思っただけけれども、これを要は教育委員会は許可をしているのです。何に基づいて許可をしているのか。だから、そういうよりどころがないと、今までやってきましたから、私はそう思ったからと、こういう恣意的な物の判断になるから駄目だと言っているわけでしょう。誰が判断をしても同じ判断基準にならなかつたらいけない。そのために要綱をつくるわけでしょう。なぜそれをつくらないうちに条例に追記ができるのか、非常に不思議です。だから、せっかく町民が問題提起をしてくれた、それについて真摯に我々は答えなければならぬのです。全然答えてないではない。これ1年もたつわけでしょう。弁護士にも相談したわけでしょう。議員からいろんな意見が出たわけでしょう。1年もかかるようなものではないと思うのです。それを要は何もしないで、いきなり条例に2つ追加します、そんなの認められるわけではないのですか。要綱がない中で条例に追記をして、運用基準はどこに持つのですか。ないでしょう。だから、そんなことが結果として許されることではないだろうというのです。したがって、需要がないのであれば、条例にこの2つ追記は別に今しなくていいわけなのです。

何でこんなに焦って、13日から今日に至るまでのああいった要綱についてのいろいろな手直しをしました、何しました、そういう報告も一切なく、こんなのがぽろっと出てくる。おかしいではないか。要は簡略に物事を済ませようではなくて、ちゃんとした根拠を明確にして、田上町はこれを根拠にしてこうなのですよというものをやるのが当たり前だよと。それをしないで条例に追記をして、要綱は後でつくりますと、こんなばかな話ありますかという話。本会議でもとうとうと述べていきますけれども、私はこんなのは、こんなのという言い方は悪いけれども、まだ条例にこういう形で追記をするタイミングではないというふうに思います。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） 前段の関係でちょっと説明させていただきます。

要綱自体は、営利目的の禁止をするという、そういう制定の要綱ではありません。あくまでも条例自体が営利目的を禁止するとか、しないとか、そういう話ではなくて、営利目的をするのであれば倍額の料金を使用料条例でもらうということの規定しているものですから、その料金をもらう区分、営利と非営利の区分を要綱で制定していきたいということで、それを今お示しできればよかったのですが、準備ができなかったということでもあります。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） だから、営利と非営利が判断できないのに、この条例に入れたってできないのでしょうか、運用を。どうやってやるの、これ。営利か非営利か分からない中で、基準がない中で、この条例の2つをどうやって運用するの。例えば（2）番、今営利目的で継続的な使用をするとき、これは不許可ですよと言っている。営利目的が何だか分からないのに許可もへったくれもないだろうと私は思う。言っていることが全く支離滅裂なの。だから、私が言ったではないですか、営利目的の定義は何ですかと。こう言ったら答えられない。「ちょこって……」検索から持ってきてぺろっとやって、何これという話をしたわけです。一番大事なところを要は決めていない中で運用なんかできない。全くこんな提案したの恥です、ある意味で。言葉は過ぎるかもしれないけれども、我々議員どう思っているのだという話。ちゃんとした説明もしないで、こんなぽろっと条例でもって賛成してくださいって、できるわけないではないですか。町民に対してだって説明できないでしょう。町民に説明できるのだろうか。我々は、町民のためにやっている。町民に対して説明できないようなことを強引にやるなんていうのは、こんなのは許されない、どこかの国ではあるまいし。もう少し何が本質なのか、何が大事なのか、どういう手順を踏んでいかなければ駄目なのか、ちゃんと行政マンとして

の順序があるわけでしょう。それを無視するようなことはやめてもらいたい。何でも何でも通るわけではない。時間を要は人質にして物事が決まるわけでもない。先ほど言ったように、時間が別に差し迫っていないのであれば、もっとじっくりとやればいいではないか。全協だって開いて、その中でどンドン、どンドン議論をやって、その中で決めていけばいいではないか。何でそういう努力をしないで、いきなりこういうふうな事案が出てくる。非常に許し難き暴挙だというふうに私は思います。こんな形で町政をやっていかれるのであれば、住民がどう思うかです。ある新聞の中で、要は質問に答えていないということで、それだけではなくて議会は何をしていると、こういうような住民の不満が出てきている。我々議員は、これだけやっていた、あなたたちはそれに対して答えていないがために議員は何しているのだよと、こういう形で町民から見られるのは非常に私としては心外だと。これについて、私はどう考えても理屈が通らない。全く自分らの都合だけ。牽強付会ということだ。道理に合わないことを強引に自分らの道理に当てはめて、それを強引に持っていく、そんなやり方なんて許されるわけではないではないですか。これを撤回する意思があるか、ないか。教育委員会、教育長、どうなのか。

副町長（吉澤深雪君） これまでも今日説明したとおり、これはぜひお願いしたいと。要綱を定めていない、実際に習慣で今までの中で判断してきたやり方で、当面はやらせていただきたいということで考えております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） この件については、執行と小野澤委員の間で考え方に差異があると思うのですけれども、委員長のほうからもう一つだけ重ねて質問いたします。

この時期にこの条例改正を提案した理由を明確にしてください。

副町長（吉澤深雪君） 条例改正について、条例自体についての説明はおおむね理解いただけたのかなというふうに考えていました。とにかく去年の5月なりですか、6月でしたか、そこから議論してきた内容でありますので、それこそ1年近くも議論をかけてきたので、ある程度一旦ここで整理をさせてもらいたいということで、今回提出させていただきました。

9番（熊倉正治君） この問題に関して、私も少し時間をかけながら、どのぐらいの議論をしてきたのかなということで、時間を見ながら調べてみました。例の匿名の文書が5月に出てから、ほぼ1年にはなりません、そのぐらいの期間の中で、全員協議会が6回ぐらいだったと思います。あと、その他議会運営委員会とか、社会文教常任委員会での議論もありました。ほかに会派代表者会議というものもありまし

た。それらを含めると4回ぐらいそれがあつたかなというふうに思いますし、そのほかに文書のやり取りが相当あつたのです。議長からの文書での申入れとか、それに対する教育委員会の回答とか、それが6件ぐらいあつたのかなというふうに前の資料を見ながら私調べてみたのですが、ちょっとはつきり間違いなくあるかどうか分かりませんが、私が調べた限りではそのぐらいの議論を重ねてきたという経過があるかと思ひます。最終的に1月13日と2月16日の全員協議会の中では、私もそう思ひていましたが、条例は改正をしなければならぬ、そのことは皆さん理解していたのかなというふうに私は思ひていましたし、その中で一番問題になつたのが営利と非営利の区分けの問題、この辺があまりはつきりしていなかつたのかなというふうに今になつて私は思ひています。そういう意味でいうと、その辺の整理がつかないまま条例改正だけしていいのかなというふうに今になつて私もそう思ひていますが、ただ今小野澤委員の議論を聞いていますと、要綱規則が先で条例は後だというようなお話もされていましたが、私は必ずしもそれはそうではないというふうに思ひます。条例があつて、その後規則や要綱が出てくるということもあり得る話ですから、それはそれで私はいいのではないかなとは思ひますが、なかなか今の小野澤委員の議論を聞いてみると、一緒のほうがよかつたのかなというふうには思ひてもいますが、いずれにしても営利、非営利の関係というものは、使用料条例でいう使用料の通常の価格と営利目的は倍額という、その区分けのものが必要で、営利、非営利というふうに区分けをしなければならぬというふうに私は思ひていましたから、それはそれで必要なのだろうと思ひますが、あまりにもこれは営利、これは非営利というふうに線引きはものすごく難しいのだろうと私は見ながら思ひていましたので、その辺曖昧にするというものはよくはないとは思ひますが、いずれにしても営利というものは、ほぼほぼサークル活動以外はほとんどもう営利というふうに見ざるを得ないのかなというふうに私は考へています。そういう意味でいうと、営利、非営利というものは使用料条例の中で関係してくるものであつて、条例の中にはそこまで言っていないわけですから、その辺もはつきりするのはいちばんいいのでしょうけれども、営利、非営利というものはある程度線引きができるような方向がいちばんいいのかなというふうには思ひますが、私は条例上はこのまま変えてもいいのかなというふうに思ひて今議論を聞いていましたし、私の考へは条例改正をこのまましてよかろうというふうに私は思ひております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 討論のようになっていて、質疑になっていないのですけれども、答弁はいいですか。

9 番（熊倉正治君） だから、そういうことで考えれば、執行側のほうで営利、非営利の区別が今の段階で要綱の部分でできていないという辺りが、果たして条例提案をするに至っているものにいいのかな。いいということで出したのでしょうかけれども、その辺の見解はどうなのでしょう。

副町長（吉澤深雪君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、全協でもその部分について、いろいろ質疑なり、いろいろ協議してきた中で、本来であれば要綱の制定案を示した中でお示しできればよかったのですが、ちょっと間に合わなかったということもあります。たとえ間に合わなくても、今熊倉委員がおっしゃるとおりに、条例自体のこの関係自体がここで動けないかということ、そういうことではないだろうと。あくまでも営利という言葉を使っている考え方なり、説明が根拠が薄くなるのかもしれないけれども、それ自体が悪くなるというか、禁止にするという、それだからできないというものでないから、何とかここでこれを条例改正すること自体で不都合というのはそれこそ生じないのかなというふうに思いますので、お願いいたします。

6 番（中野和美君） 地域学習センターは、地方自治法に基づいて造られたものでありますから、最初は交流会館と同じようなつもりで条例を作成したと思うのです。営利目的も通常に認められるはずの地域学習センターに関しては、まずは条例で交流会館との違いを示しておきたかったのではないかなと私はこの条例を見て思っています。まずは、交流会館とここだけ違うのだよというところを条例で示して、その条例に基づいて本当はもっと早く明らかにしてほしかったけれども、営利、非営利の基準を早急に確定してほしいというの也有りますので、その辺はどんどん進めていただきたいのですが、今までの全協の中でもいろんな議論がありました。それを参考にしていただいて、営利、非営利の基準を本当にもう早急に具体化してほしいと思いますが、なかなか微妙なときもありましたけれども、微妙な判断ができないところもあったりしますので、まずは交流会館との違いをこの条例を改正することによって表したかったのかと私は思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 何か討論をやっているような形ですが、その見解を、どういうふうに表示したかったのかどうか答弁ください。交流会館との違いを表示したかったのか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） これまでの全協の中でも説明させていただきましたけれども、地域学習センターと交流会館の差は、当然こういう違いがあるということで説明のほうはさせてきていただいて、それに合わせた形で条例のほうを改正

をさせていただきたいということで、提案申し上げたところであります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにありませんか。

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質疑はここで打ち切りたいと思います。いいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時24分 再開

社会文教常任委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、議案書66ページのほうをお願いいたします。あわせて、本日お配りさせていただきました田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてという、ホチキス止めが6枚程度の冊子のほうを一緒にご準備ください。

議案第12号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてですが、田上町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定するものです。1としまして、指定管理者となる団体、新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3071番地、社会福祉法人田上町社会福祉協議会、会長、高橋勝之様。

それから、2番としまして、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

今日お配りした冊子のほうをちょっと御覧いただきたいと思います。田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてということで、まず1番が施設の概要といたしまして、施設の名称、施設は田上町デイサービスセンター、通称康養園というふうに皆さん呼ばれている施設になります。設置目的としましては、介護保険法による要介護または要支援認定を受けた方及び本町に居住する虚弱高齢者及び身体障がい者等に自立的生活の助成、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的といたします。最後、所在地、それから施設規模につきましては、こちらに記載のとおりとなります。

2番、指定管理者の行う業務の範囲ということで、まず①番、介護保険法におけ

る通所介護に関すること、いわゆるデイサービスになります。これが一番メインのものになりまして、そのほか②番から⑤番までのそれぞれそれに伴う業務につきましても指定管理を行いまして、一番下、⑤番ということで、その他本施設の管理運営に関し、町長が必要と認める事業ということで、施設の管理につきましてもお願いすることになります。

3番、指定期間につきましては、先ほど申し上げました5年間となります。

4番、指定管理者に支払う指定管理料につきましては、なしとなります。

5番、利用料金につきましては、デイサービスを使う場合にその施設の利用によりまして、利用者が負担する利用料金がありますけれども、この利用料金につきましては指定管理者の収入ということになります。

6番、協定の締結ということで、指定管理者の指定後に指定管理者と町との間で協定を締結いたします。その協定につきましては、まず指定期間全体5年間に係る全体の事項を基本協定で定めまして、年度ごとに変動する事項につきましては、1年ごとに年度協定ということで定めます。

それから、最後、7番、その他につきましてですが、今回の指定管理者募集においては公募とせず、平成24年4月1日から約10年間、5年間ごとの更新で2回の指定管理期間が終わろうとしているところですので、この10年間指定管理者として同施設を管理、運営してきて実績のあります、社会福祉法人田上町社会福祉協議会を指定管理者として指定させていただきたいというものになります。

1ページはぐっていただいて、3ページ目のところに、社協の定款のほうを参考につけさせていただいておりますので、皆様社協はご存じかと思いますが、一応こういう定款の内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

議案第12号の田上町デイサービスセンターの指定管理について質疑を受け付けます。質疑のある方。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 3つほどお聞かせをいただきたい。今のご説明の中に利用料金のところですか。本施設の利用による利用者が負担する利用料金は指定管理者の収入となりますと。こういうことですので、田上町から例えば一般会計とか、どこでもいいのだけれども、会計を通して財政出動というか、助成みたいなものがあるのか、ないのか、これが1つ。

それから、本来であれば競争入札するのが筋だろうと。それをあえてやらない理

由、これ2つ目。

それから、平成24年4月1日からずっと社協がやってきているということなのだけれども、その以前はどこがやっていたのか。これちょっとお聞かせいただきたい。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、1点目の助成があるかどうかにつきましては、ありません。施設の管理においては、小さい管理につきましては、町の持ち物になりますので、そういった修繕的なものは町がするというのがありますけれども、それ以外に施設運営に対しての補助、助成金はありません。

それから、競争入札にしない理由ですけれども、今回決まれば3回目の指定管理となるのですけれども、実際この10年間の間に多くの方が実際にこちらのデイサービス利用されていて、今町のほうのデイサービスもかなり利用者が多くなってきていて、利用もほぼ100%に近い、なかなか空きがないような状況の中で動いていて、そういった利用者保護といいますか、そのまま使っていただく観点からも今まで10年間問題なく運用されている社協のほうにお願いしたいということで、競争入札は行いませんでした。

その前、平成24年に介護保険法のほうが変わりまして、そういった形で今社協のほう事業所としての指定を受けて運営しているのですが、それより前の平成11年頃から町のほうから社協に委託を行って、デイサービスの……

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申し訳ございません。平成8年でした。すみません、平成11年ではなくて、平成8年頃から社協のほうに委託というような形で、当時は町が運営する事業を社協に委託というような形で、ずっと運営を続けていただってきておりました。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 平成8年までは町が直営でやっていて、平成8年からは社協に委託にして、平成24年から指定管理になったということよろしいでしょうか。そこを明確にしてください。

副町長（吉澤深雪君） 昔の話なので、私のほうから補足説明します。

まず、このデイサービスなのですが、こういうサービスが必要であろうということで町が施設を建設しました。それが恐らく平成8年、平成4年だったかね、何かそういう気がするね。たしかそうです。平成の初めの頃、多分平成4年に建設して、その業務を社会福祉協議会に委託をしたと。その時点からもうこれをやるので、業務は社協でやってもらいたいということで、全て委託していたということでありま

す。ちなみに、多分平成12年だったかな、介護保険法が始まりました。今までの福祉の措置事務が今後は社会保険に替わったと、移行したということで、こういうデイサービスの介護保険もサービスの一つになったわけで、そのときから社会福祉協議会は、今度は町の業務から介護保険法での業務を行うような形に変わってきたと。つまり、町が今度委託業務ではなくて、医療者として社会福祉協議会が行ってきたと。その中で、平成10年、平成12年頃からもう既にそういう状態ではあったのですが、建物の施設については、従来どおり無償貸付という形でお願いしてきてはいたのですが、たしか平成24年なのですが、私も関わってしまして、この後続く障がい者の支援センターがあるのですが、その関係が大分いろんな問題というか、ごちゃごちゃしたような関係、よつばの会とかいろいろな問題があって整理をしなければいけなかったと。その中の解決方法として、障がい者支援センターを指定管理に委託をするというようなことで道筋をつけたのですが、そのときに併せて今まであやふやだったこのデイサービスの在り方も、この建物を指定管理者に委託するという制度に変えて、平成24年から今までたどってきたということでもあります。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 一番問題なのは、競争入札をしなければ駄目なのに、それを要はしないということが果たしていいのか。それから、社会福祉法人というのは非営利団体だよ、たしか。したがって、社会福祉協議会の財務内容等に照らし合わせて、例えば利用料金のこういった利用者が負担するものを丸々指定管理者の収入にしているのか。それから、建物は今ほど説明があったように町が無償で貸している。その補修は、町が責任を持って補修していかなければいけない。こういったものを考えたときに、果たして利用料金の在り方、こういったものが正しいのか。その基には、社会福祉協議会の財務内容、こういうふうなものを見て、例えば利益を分配しなければ非営利ということなのだろうけれども、大量に余剰金というか、利益と言ったら語弊があるから、余剰金が出ているような状況でもしあるならば、それは少しこの利用料金はハンデをつけてもいいのではないかなと、こういうふうに思うのですけれども、これについてはいかがですか。

副町長（吉澤深雪君） そういうお話しされますが、利用料金というのは、つまり介護保険法でサービスの在り方というのは法令なり政令で料金というのは設定、決まっています。それに基づいてそれぞれの介護保険利用者に請求をすると、請求なり、利用者に一部負担という形で利用料を求めると。つまり、介護保険の保険給付として社会福祉協議会は収入を得ていると。そういう考えありますので、利用料金を社会福祉協議会のほうで勝手に変更するというものではなくて、まずは介護保険法の

中でやっているということでもあります。

競争という形ではありますが、そういうことも確かに考えられるわけではありますが、その点はほかにもお願いしてきた経緯があります。当初から社会福祉協議会に業務を委託していたという経緯があるものですから、そのまま入札という形ではなくて、まずは募集を受けた中で、募集があった中でやっていきたいということではありましたが、今回は募集ではなく、あらかじめ社会福祉協議会を指定する形でお願いしたいということで提案させていただきました。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 経緯はいいのです。だから、競争入札を本来しなければ駄目なのだよ。なくていいの。競争入札を本来する必要があるの、それともしなくていいの。する必要があるのであれば、やはりする必要というか、実施をするようにすべきではないか。例えば役場と社会福祉協議会がどういう関係か分かりませんが、今民間があり、こういったノウハウを蓄積している民間企業はかなりあると思う。例えばそういう業者がやったときに、もっとサービスの内容を充実できるとか、そういった競争原理をあえて排除する、その必要性というのはあるのか。確かに社会福祉協議会の存在自体を否定するものでは全然ないけれども、やはり住民のサービスの向上とか、そういったものを考えたときに社会福祉協議会に今までずっとお願いしてきたから、今後も未来永劫ずっとやるのだというのは、それは私はやり過ぎのような気がする。結果としてそうなったとしても。民間のいろんな競争原理であるとか、収益とかビジネスモデル、いろんなノウハウを持っている。そういったものと競争をさせることによって、社会福祉協議会のサービスをもっと質を上げていくというやり方も私は必要だと思う。だから、むやみやたらに競争入札、競争原理が正しいとは思わないけれども、こういった形でずっと今見ると、何か蜜月ではないかなと思ったりするところも、言葉遣いが悪いかもしれないけれども、思ったりもするわけだ。当然うちはもらえるのだから、その仕事ねという。そうではないよね。だから、住民のサービスの向上と競争入札というのは、ある意味では表裏の関係にあると私は思う。社会福祉協議会に今まで委託をして、今度は指定業者になって云々だから、ずっとやりますよというのは、私は少し考える余地があるのではないかというふうに思うのであります。これについてどういうふうにお考えになるのか、考えなどをお聞かせいただきたい。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。今ほど小野澤委員がおっしゃった内容はよく分かります。競争入札ができるのではないのかというのは、そのとおりであるのですが、今回今までお願いしていた中で、利用者の方とかいろいろ

うまく使って皆さんいかれている中で、そのままというのがいいのかなということで、そこまで思い及ばず、そのまま社協にということで今回お願いというか、指定管理という話になったのですが、また一回指定すると5年間になるのですけれども、そうした場合に、例えば違うところなり、また当然今受けていらっしゃるところの雇用の関係とか、いろいろあるかと思しますので、今回はスケジュール的にも難しい部分あるのですが、今ほどのご意見を参考にさせていただきまして、また今後の検討課題ということでさせていただければと思います。

以上です。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 時間的な問題もありましょうから、やはり同じ業者がずっと担当しているとマンネリにもなる。サービスは間違いなく低下をしているはず。したがって、そういったことがないようにぜひとも担当部署のほうから目を光らせて、サービスの質の向上であるとか、量の向上とか、そういったものをしっかり見てやるべきだろうというふうに思います。今後研究されるということですから、具体的な名前は出しませんが、民間のノウハウはかなりさまざまある。ただ、今言われるように町民が社会福祉協議会にやってもらったほうが知っている人もいっぱいいるしと、そっちのほうで安心だと、これも社会福祉協議会が選ばれる要因にはなると思うのだけれども、その内容について、サービスの質とか量については、ほかの自治体であるとか、民間業者とか、そういった情報を得る中で見劣りがないようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） では続いて、議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について、続けてお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、67ページをお願いいたします。議案第13号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定についてでございます。田上町障がい者支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものです。

1 番目としまして、指定管理者となる団体、南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3071番地、社会福祉法人田上町社会福祉協議会、会長、高橋勝之様。

それから、2 番、指定の期間といたしましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。

それでは、今日お配りいたしました資料の2 ページのほうを御覧ください。2 ペ

ージのほうに田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定についてということで記載させていただいております。まず、1番、施設の概要ということで、①番、施設の名称、田上町障がい者支援センターということで、これは役場の隣の建物、保健センターの中に障がい者支援センターということで、一部を障がい者の指定事業所ということで今現在も運営しております。

②番、設置の目的です。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業を行うことを目的とするということで、所在地は保健センターの中にあります。施設の規模につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

2番、指定管理者の行う業務の範囲ということで、まず①番、今ほど②番の設置目的のところを省略いたしますと、通称障害者総合支援法というふうに呼んでおりますが、その第5条第7項に定める生活介護に関すること。生活介護というのは、障がい者が重い方が日中来て預かりというような形で過ごすような事業になります。それから、②番、障害者総合支援法第5条第14項に定める就労継続支援に関することということで、こちらの障がい者支援センターにつきましては、その就労継続支援というのがA型、B型とあるのですが、B型と言われる事業を行っております。B型につきましては、生活介護よりももう少しいろいろな作業ができる方ですか、そういった方が町内の工場とか、自宅作業等を行いながら物を作ったりとか、そういった作業をしております。それから、③番、④番ということで、こちらの事業につきましても、同様に指定管理が入るということでお願いするものです。

3番、指定の期間につきましては、令和4年4月1日からの5年間となります。

それから、4番、指定管理料につきましてはなしです。

それから、5番、利用料金につきましても、先ほどのデイサービスセンターと同じになりますが、本施設の利用により利用者が負担する利用料金は指定管理者の収入となりますということで、こちらにつきましても、障がい者支援センターが障がい福祉サービスの指定事業所として社会福祉協議会が指定を受けて、障がい者のサービス事業所として運営を行いますので、こちらの料金につきましても国のほうで決まっている障がい福祉の報酬単価そのものを社協で事業所として受け入れるということになります。

それから、6番、協定の締結につきましては、先ほどのデイサービスセンターと同様、まず全体の5年間の基本協定を結びまして、そのほか年度ごとに変動する内容につきましては年度協定で定めることといたします。

最後に、その他ということで、今回の指定管理者募集については公募とせずということで、こちらにつきましても先ほどのデイサービスセンターと同様となりますが、社会福祉協議会を指定して、指定管理としてお願いしたいと考えているものです。こちらにつきましては、先ほど副町長の説明の中でもありましたが、平成24年から障がい者支援センターということで、社会福祉協議会のほうで障がいサービス事業所の指定を受けて行っていて、こちらも5年間で2回、間もなく10年間で終わろうとしているところです。実際こちらも町内、それから町外の方も障がい者の方が通われて、実際定員としましては就労継続支援B型が20名、それから生活介護が10名、合わせて30名がおりますけれども、その定員の中でそれぞれ適切に運営していただいております。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質疑もないようなので、議案第13号については質疑を打ち切ります。

続いて、議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について中、歳出のうち2款（3項）、3款、4款、10款、第2表の2款、随時説明をお願いします。全部一括で説明終わってから質疑に入りたいと思います。説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第14号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第14号）の説明をさせていただきたいと思いますので、まず74ページ、第2表、繰越明許費の補正について先に説明をさせていただきたいと思いますが、74ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の追加でございます。まず、2款3項戸籍住民基本台帳費ということで357万5,000円でありまして、これにつきましては、デジタル社会形成基本法に基づきます基幹系システムの改修が必要になったということで、これは住民記録台帳システムのことを指しますが、その改修をするための経費を今回計上させていただいております。内容といたしましては、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上のためと。それから、マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を転入時に事前に通知する制度の創設を国としても行いたいというようなことでありまして、それをやるとどうなるのだということが制度の改正の効果という部分

になりますが、まず1つ目として、住民サービスの向上ということでありまして、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、それから手続に要する時間の短縮をこれで図れるのだと。それから、2つ目としては市町村、我々の事務の関係になりますが、その事務を効率化するというものでありまして、窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転入転出届出書の証明書情報を活用して、町のほうで事務的な事前準備ができると。そういうことで転入者が町の総合窓口に来たときの当日の手続の軽減が図れるというようなことでもあります。それらの住民記録システムの改修をやるために357万5,000円をお願いするのですけれども、実はまだ国のほうから詳細なシステムが示されてきておりません、どのような形になるのか。そういうことで、国が令和3年度の予算で補正を計上してありまして、田上町にそれだけの改修費を出しますと言っているのですが、詳細なシステムの仕様が示されておられないので、とても令和3年度の年度内では執行が見込めないということでございますので、令和4年度に繰越しさせていただいて、対応させていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案書92ページです。下段のほうになります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。今回489万9,000円の増額をお願いするものでございまして、説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますと思いますが、まず、今ほど繰越明許費の関係で説明させていただきました、住民基本台帳システムの改修業務委託料ということで357万5,000円をお願いするものであります。

その次、その下になりますが、個人番号カード事業ということで、132万4,000円の増額をお願いするものでありまして、内容といたしましては、地方公共団体情報システム機構から通知がありまして、マイナンバーカードに係る事務費の請求額が今回132万4,000円不足しているということで、その通知に基づきまして、今回増額をお願いするという内容でありますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうの説明は、一旦ここで終わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きまして、94ページのほうをお願いいたします。

94ページ中ほどですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額188万1,000円の減額をお願いするものです。右側の説明欄になりますが、社会福祉総務事業190万1,000円の減額をお願いするものですが、2節給料、3節職員手当等につきまして、職員1名が2月から育児休業に入りましたため、2月、3月分が不用となりますので、その分を減額をお願いするものです。それから、18節負担金補助及び交付金ですが、社会福祉協議会補助金114万8,000円の減額をお願いするも

のです。こちらにつきましては、当初交付申請から年度に入りまして、交付決定によりまして減額が生じたので、その114万8,000円を減額をお願いするものです。続きまして、社会福祉総務費その他事業2万円の増額をお願いするものですが、24節積立金、地域福祉基金元金積立金です。令和3年12月9日に、福祉のためにということ指定寄附をいただきました。この2万円を基金のほうに積み立てさせていたたくものです。

続きまして、2目老人福祉費、補正額1,172万8,000円の減額をお願いするものです。説明欄ですが、老人福祉事業1,031万円の減額をお願いするものです。まず、12節委託料におきまして、344万9,000円の減額をお願いするものですが、こちらにつきましては、三条市にあります広域養護老人ホーム県中央寮、そちらのほうの入所措置委託料ですが、当初予算で6名ほどを予定しておったのですが、予定していた2名が入所しなかった関係で執行残が見込まれますので、その分の減額をお願いするものです。それから、次のページに行きまして、27節繰出金、まず介護保険特別会計繰出金637万4,000円の減額につきましては、介護保険特別会計のほうで説明させていただきます。その次の後期高齢者医療特別会計繰出金48万7,000円の減額につきましても、後ほど後期高齢者特別会計のほうでご説明させていただきます。続きまして、敬老事業です。141万8,000円の減額をお願いするものです。18節負担金補助及び交付金におきまして、敬老事業補助金ということで、令和3年度におきましても新型コロナウイルスの影響によりまして、地区で集まったの敬老会というのが1地区、青海地区のみは集合で敬老会を開催したのですが、それ以外の地区は記念品、お祝い品の配布のみということになりました。その関係で集合して開催した場合は、1人単価2,300円までの上限ということで補助を行うのですが、お祝い品、今年度につきましては500円までの補助の上限となりますので、その差額分につきまして不用が見込まれますので、減額をお願いするものです。

続きまして、3目障害者福祉費、補正額423万4,000円の減額をお願いするものです。説明欄ですが、障害者福祉事業23万4,000円の減額をお願いするものです。こちらは、19節扶助費ですが、身障者等交通費助成ということで、タクシー券の補助、助成の関係になります。こちら、当初予算84万7,000円を見込んでいたのですが、執行見込み61万3,000円程度で終わりそうということで、その残る見込み額を減額補正ということでお願いするものです。なお、今年度、今現在で使用のあった実利用者が51名ということになっておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、障害者自立支援事業400万円の減額をお願いするものです。19節扶助費です

が、障害介護給付費ということで、こちらにつきましては、実績見込みによる減額をお願いするものです。先ほど説明しました障がい福祉サービスの中で、社協のほうでもやられていますけれども、生活介護ですとか、就労継続支援A型、社協のほうはB型ということでA型はやっていないのですが、ほかの事業所でA型等を行っているところで当初予算よりもちょっと利用が少なかったということで、項目いっぱいありますけれども、それらを総合して400万円の減額をお願いするものです。

ページめくっていただきまして、96ページです。4目母子父子福祉費50万円の減額をお願いするものです。説明欄ですが、ひとり親家庭等医療費助成事業です。医療費扶助ということで、ひとり親家庭に対する医療費扶助、当初予算540万円でしたが、実績見込みによりまして50万円の減額をお願いするものです。

続きまして、5目老人福祉施設費15万5,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、老人福祉センター管理事業、13節カラオケ機器使用料16万2,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、老人福祉センターのカラオケ、新型コロナウイルス対策ということで、4月から10月まで中止をしておりましたので、その不用額の減額をお願いするものです。続きまして、心起園管理事業31万7,000円の増額をお願いするものです。燃料費ということで重油になりますが、単価の増によりまして不足が見込まれますので、増額をお願いするものです。

説明替わります。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、96ページ、一番下になります。3款2項1目児童福祉総務費になりますが、1,113万8,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。児童福祉総務事業、18節負担金補助及び交付金、こちら加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金でございますが、令和2年度の繰越額の精算により減額とするものです。続いて、97ページになりますけれども、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金35万2,000円の追加をお願いするものです。

こちらにつきましては、今日お配りしました資料があるかと思います。一般会計予算の3款2項、それから10款という教育委員会の資料が行っているかと思います。そちらの3ページのほうを御覧いただきたいと思います。本日の社会文教常任委員会、教育委員会資料ということでよろしいでしょうか。そちらの3ページを御覧いただければと思います。こちら令和3年度の国の補正予算の関係で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業ということで創設をされたものでありまして、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応、最前線において働く保育士

や幼稚園教諭等を対象に、賃上げが継続されることを前提に収入の3%程度を引き上げるための措置を令和4年2月から令和4年9月まで行うものというもので、このたび補正をお願いするものは、2月、3月分ということでお願いするような形になります。令和4年度分に関しましては、また令和4年度の段階で、当初予算で見えていないものですから、途中で補正をさせていただくような形になります。10月以降については、今度は公定価格ということで、それぞれの施設利用に対する単価のほうに反映させていくという形になります。

それで、このたびは公立施設についてが対象になるということでありまして、公立施設分については、交付税措置が10月以降に予定されているというものであります。今回対象としますのは、保育所や幼稚園等に勤務する職員ということで、公立施設も含むということでありまして、今回、国のほうから補助率10分の10ということで交付金を受けまして、事業所ということでルーテル幼稚園とルーテル幼稚園に併設されておりますつくしルーム、そちらに補助金として交付するものがありますし、あと公立分ということで竹の友幼稚園の部分がありますけれども、そちらの会計年度任用職員のほうの賃金改定分ということで対象とさせていただいております。ルーテル幼稚園とつくしルームの関係なのですけれども、補助基準額の算定については、そちらに表がありますように年齢区分と賃金改定分、平均利用児童数ということで掛け合わせた金額が対象になるということで、ホームページのほうに一例になりますけれども、2月分、3月分ということでルーテルの単価と人数を記載しておりますが、この金額が補助として支出をされるという形になります。

5ページのほうにありますように、歳入こちらは出てこないのですけれども、53万7,000円の歳入を受けることになっておりますし、歳出のほうについては、今回18節35万2,000円という形になりますが、そちらの内訳がその右側にあるように、ルーテル幼稚園で22万4,080円、つくしルームのほうで12万7,820円という形で補助のほうをさせていただくものです。こちらのルーテル、補助を出すに当たりまして、3%ということなのですけれども、月額9,000円ということではありますが、ルーテルの利用者数とか、その辺勘案していくと9,000円よりも多い賃金改定がなされるというような見込みとなっているという話を聞いております。今回、補正予算のほうには金額としては出てこないのですけれども、児童福祉総務その他事業の保育士と調理員の有資格者の報酬を見込んでいるわけですけれども、そちらのほうに18万5,000円ほど財源充当をしていきたいというものであります。

それで、6ページ目のほうを御覧いただければと思います。こちら現在の会計年

度任用職員の保育士、それから調理員ということでこういう改正をしていきたいというもので、報酬月額が例えば1番目の1級の9号給15万4,900円を1級の13号給16万100円に引上げをするということで、増加分の5,200円、増額率としては3.36%となると。以下、経験年数によりまして単価のほうが変わってきます。調理員は、1級の13号給から1級の17号給に引き上がるというような形になろうかと思いません。

それで、一番下の四角のほうで網掛けをしてある部分に関してが竹の友幼稚園の対象の部分になるのですけれども、今回保育所と幼稚園が対象になるということで、子育て支援センターについては対象にならないということなのですけれども、上のほうの6行のA覧の網掛けしてあるところに二重枠で線が引いてあるところがあるかと思えます。そちらの合計が18万5,800円ということで、2月、3月分ということで充当する金額という形になっております。こちらの事業、概要は以上なのですが、処遇改善を図っていきたいということで対応するものでございます。

続きまして、児童福祉整備、その他事業ということでありますが、1節報酬、保育教諭補助員の報酬994万2,000円の減額でございます。こちらのほうですけれども、社保加入者を当初20人見込んでおりましたが、17人の任用で対応したこと。それから、パート職員のシフトによる勤務時間の調整等により執行残が見込まれることから不用額を整理するものです。4節共済費から8節旅費につきましては、報酬の減額に伴いまして関係する経費を減額するものでございますので、よろしく願いいたします。

続いて、2目児童運営費117万2,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうでお願いしたいと思いますが、幼稚園運営事業18節負担金補助及び交付金、施設等利用給付費117万2,000円の減額となります。こちら幼稚園での預かり事業、認可外保育施設などが対象の給付費になりますが、当初見込みよりも利用日数、利用時間が少なかったことにより不用額を整理するものでございます。

以上で3款の説明は終わります。これで説明員を交代いたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 続いて、98ページの下段のほうをお願いいたします。

4款に入ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費363万4,000円の減額をお願いするものです。説明欄に移りますが、母子健康診査事業、12節委託料、妊婦健康診査委託料173万8,000円の減額をお願いするものです。当初予算では50名程度を見込んでおったのですが、実績見込みとしまして40名まで届かない程度ということで、約10名程度の減額をお願いするものです。それから続きまして、乳

幼児育児用品購入費助成事業、19節扶助費29万3,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましても実績見込みによりまして140か月程度分、12か月でいうと12名程度でしょうか、の分が掛ける一月2,000円になりますけれども、その分が不用となる見込みですので、減額をお願いするものです。それから、次のページ、99ページに移りまして、妊産婦新生児訪問指導事業18万7,000円の減額をお願いするものですが、こちらにつきましても実績見込みによりまして、妊産婦、それから新生児のほうの訪問の実際の数が少ないということで、不用見込額となるものを減額させていただくものです。続きまして、精神保健事業、19節扶助費、精神障害者医療費助成80万円の減額をお願いするものです。こちらにつきましても実績といたしまして、それぞれ人数、当初見込みよりも少なくて不用が見込まれるため、減額をお願いするものです。続きまして、総合保健福祉センター管理費、10節需用費、光熱水費20万円の減額をお願いするものです。こちらにつきましてもは、保健センターの2階のほうで、新型コロナウイルス関係のコールセンターということで行っておりますけれども、そちら新型コロナウイルス関係のほうでコールセンター等の施設に係る費用のほうが補助で見れるということで、それをコールセンターのほうで使っている分ということで振り替えさせていただくことによりまして不用見込額が出ますので、それを減額させていただくものです。それから、その次、その他事業、23節投資及び出資金、三条地域水道用水供給企業団出資金41万6,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましてもは、補助対象事業費の確定に伴いまして不用額が見込まれますので、減額をお願いするものです。

続きまして、2目予防費です。1,415万6,000円の減額をお願いするものです。右側の説明欄ですが、予防接種事業、まず11節役務費、手数料です。こちらは、緊急風疹接種事業におきまして、当初見込んでいたよりも接種対象者が少なかったということで、その手数料が不要となりますので、16万6,000円を減額させていただくものです。続きまして、12節委託料、個別接種委託料、ちょっと金額が大きいのですが1,019万4,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましてもは、項目が幾つかあるのですが、一番大きなものとしましては、緊急風疹抗体検査事業となります。当初550名程度見込んでおったので、対象者550名おりますので、全員分を見込んでおったのですが、実際検査ですとか、接種を受けた方が180名ということで大幅に人数が少なかったものでして、こちらで約460万円ほど不用額が見込まれますので、あとその他それぞれの接種におきまして、不用額が見込まれるものを合計しまして1,019万4,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、健康増進事業です。12節委託料、健康診査委託料263万円の減額をお願いするものです。こちらにつきましてもそれぞれ胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診等ありますが、一番大きなもので言いますと、胃がん検診のほうで当初見込んでいたよりも受診者が少なかったということで115万円程度。あとその他子宮がん、乳がん等におきましても不用額が見込まれますので、合計で263万円の減額をお願いするものです。

ページめくっていただきまして、100ページです。説明欄ですが、高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施事業ということで、合計116万6,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、令和3年度の当初4月6日の補正におきまして、高齢者保険事業と。あと高齢者のフレイル予防、弱り始めたといいますが、介護予防が必要な方とを一体的に結びつけまして、町のほうで保健師等が通いの場ですとか、そういったところに訪問しまして、ちょっとした体操ですとか、そういったのを指導したり、また栄養士、歯科衛生士などからも行っていただきまして、口の中ですとか、あと栄養の関係等について指導を行って、介護が必要な状態にならないようにということで今年度から始めた事業であります。今年度新型コロナウイルスの関係もありまして、当初2地区においてそういった通いの場のほうに行かせていただいてやる予定だったのですが、1地区のほう新型コロナウイルスの関係もあるということで中止になりまして、1地区、上吉田地区でさせていただいたのですけれども、そちらしか行けなかった関係もありまして不用額が見込まれますので、それぞれ1節報酬、7節報償費、それからそれに係る10節需用費、消耗品ですとか、パンフレット等印刷費、それから11節役務費、参加者の保険料ということでそれぞれ減額をお願いするものです。

説明替わります。

町民課長（田中國明君） それでは、3目環境衛生費の関係です。48万2,000円の減額をお願いするものであります。右側の説明欄のほうをお願いしたいと思いますが、まず1つ目、合併処理浄化槽補助事業であります。331万2,000円の減額です。これは、実績に伴う減ということで、5人槽を当初12基を見ておりましたが、実績見込みとして6基、それから6から7人槽、ここは15基を予定しておりましたが、実績として5基ということで、これら減額をお願いするものであります。続きまして、その下の環境衛生事業283万円のここは増額をお願いするものであります。まず、委託料としまして、し尿汲取委託料85万2,000円の減額でありますけれども、これは実績に伴う減ということで、当初見込みとしましては68万リットルを予定してお

りましたが、見込み汲取り量としまして約46万リットルということで、22万リットルの減というような状況でございます。それから、101ページのほうに行きまして、負担金補助及び交付金の関係で、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金421万3,000円の増額でございます。これにつきましては、令和2年度の繰越金の精算及び今回若干衛生センター、川西の土手の下のところにありますが、あそこの関係で修繕料がかさんだということで、これについては、まず1つは、7月の大雨による衛生センターの法面の崩壊によりまして、水路が若干塞がったと、それらの工事に約600万円ほどかかっていたと。それから、衛生センターの土の中に潜っている排水管といいますか、それが地盤沈下によりまして壊れてしまいまして、臭気がするというようなことで、それらの工事に約320万円ほどかかったというようなことで、これ既決予算で対応しておったのですけれども、今回令和2年度繰越金の精算の関係で新たに不足分があるということで、今回追加をお願いするものであります。それから、生ごみ処理機の購入費の補助の関係でありますけれども、ここについては当初電動生ごみ処理機20機、それからコンポスト30基を予定しておりましたが、それぞれ見込みとしましては、9機と19基というようなことで53万1,000円の減額をお願いするというものでございます。

続きまして、4目保健生活推進対策費の関係でありますけれども、19万4,000円の減額をお願いするものであります。まず、保健生活推進事業費8万7,000円の減額でありますけれども、これにつきましては、消費者講座を新型コロナウイルス感染症の影響によりまして1回中止をしたことに伴う減でございます。それから、その下の需用費の関係で印刷製本費の関係であります。これ町民向けに消費者行政のチラシ等をまいているのですけれども、県の消費者行政の補助金が圧縮されたことに伴いまして、ここは減額をお願いするという内容でございます。それから、地域人権啓発活動活性化事業ということで、10万7,000円の減額をお願いしておりますが、これにつきましては今年の10月だったでしょうか、伊勢みずほさんを講師に人権の講演会をやりましたが、そのとき当初200人程度で参加者を呼びかけようと思っておりましたけれども、新型コロナウイルスの関係でそれを半分にしたことによりまして、事業費が圧縮されたということで10万7,000円の減額をお願いするという内容でありますので、よろしく申し上げます。

私の説明は以上です。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、5目新型コロナウイルス対策費でございます。4,344万6,000円の減額をお願いするもので、内容につきましては説明欄のほう

をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策として行いました事業の完了または完了見込みによりまして、関係経費の整理をさせていただいたものです。まず、中小・小規模企業対策事業につきましては、2,953万1,000円の減額をお願いします。内容につきましては、3節職員手当等から11節役務費につきましては、事業完了に伴います事業費の減額。18節負担金補助及び交付金につきましては、102ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、感染予防及び事業継続等緊急支援金の関係でございますが、支援金の支払いの事務所の数につきましては130事業所1,281万円の支出をさせていただきまして、予算に対しまして不用額のほうを落とさせていただいております。プレミアム付き商品券運營業務補助金につきましては、9,331枚の購入を皆様からいただきまして、販売率は82.4%ということで事業が確定しておりましたので、不用額を落とさせていただいております。それから、農業経営継続支援金につきましては、10アール当たり4,000円の支援金を交付させていただきまして、174名の方に支出をさせていただいております。それから、その下、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金でございますが、これにつきましては9月の新型コロナウイルス感染症の特別警報の実施に係る時短の協力金でございますが、事業が確定し、21件、支払い総額989万8,000円の支出をしておりますので、確定に伴います不用額の減額ということでございます。

私の説明は以上で、説明替わります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きまして、説明欄ですが、減収対策緊急支援金事業、18節ですが、減収対策緊急支援金ということで463万円の減額をお願いします。こちらにつきましては、事業確定に伴いまして不用額が見込まれるということで減額させていただくものになりますが、実績といたしましては、申請があったのは12名の方から減収対策支援金ということで申請がありまして、その不用額を今回減額させていただくものとなります。続きまして、灯油購入費助成事業です。19節灯油購入費助成ということで、128万5,000円の減額をお願いします。こちらにつきましても1月で事業が終わりまして、不用額が見込まれるということで減額をお願いします。実績といたしましては743世帯から申請がありました。続きまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、18節ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金800万円の減額をお願いします。先ほど一番最初の専決のところでは1億1,000万円ということで、専決の補正予算をお願いします。繰越明許ということで同じ額の補正をお願いします。その後、専決後にシステム改修が行われまして、そのシステムのほうである程度の世

帯を拾えたということで、その世帯を拾いましたことによりまして、当初国の推計数値を使って1,070世帯ということで見込んでいたのですが、家計急変世帯もあるので正確ではないのですが、990世帯分程度で足りるであろうという見込みですので、80世帯分、800万円の減額を今回お願いするものです。

続きまして、今度は6目です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費、補正額702万2,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。こちらにつきましては、ワクチン接種、今現在も行ってありますが、こちらに係ります各種経費の増減整理をお願いするものです。ただ、これはワクチン接種事業が国の全額補助事業になるのですけれども、特殊な財源の内訳をしております、国のほうからまず実際接種した人数に対して接種単価ということで、具体的に言うと、例えば注射1回すると2,277円分を人数に掛けた分を負担金としてまず国が町のほうに給付します。ただ、それは実際実績が出てみないと幾ら負担金がもらえるのかが分からないのですけれども、まず負担金が入ってきます。その残りの部分につきましては、今度補助金として別に申請を上げて、町のほうでその歳出額の不足が出ないように補助金の申請をなさいというふうになっております。その関係で、実際負担金の金額が最後の最後まで確定しないです。実際例えば町のほうでは90%で例えば9,000人程度と思って9,000人の負担金を見込んでいても、実際に8,000人しか打っていないと8,000人分しかお金が入ってきませんので、補助金をきっちりで見っておきますと取り損なう可能性がありますので、そういった関係で歳出のほうを多く見積もらせていただきまして、予算を組ませていただいております。これにつきましては、県のほうからもそのようにしないと補助金を取り損なう可能性があるのもので、そのような形でもらい漏れのないように予算を組むようにというふうに言われておりますので、それに基づきまして、今回それぞれの予算を増減整理も含めまして計上させていただいております。内容につきましては、今まで計上しておりますそれぞれの経費になります。1節から始まりまして、ずっと次のページ、17節までありますので、よろしく願いいたします。

説明替わります。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、議案書の113ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費809万2,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いいたします。10節需用費、燃料費で21万円の追加をお願いするものです。こちら学校のスクールバスの燃料費になりますが、軽油代の単価増によりまして不足が見込まれることから、追加をお願いするものであり

ます。18節負担金補助及び交付金、施設型給付費負担金730万円の減額です。こちら幼稚園利用者に対する給付となりますが、本日お配りした資料の2ページ目に46名の見込みであったものが44名になったということで、人数が減ったということで減になるものです。あと、年齢区分の人数が変更になったことによるものもございます。不用額を整理をするものでございます。続いて、特別支援教育就学奨励費補助金ということで60万2,000円の減額であります。こちら当初対象者52名を見込んでおりましたが、実績見込みで42名と10名ほど減ったことによりまして、不用額を整理するものであります。続いて、学校給食費多子世帯軽減助成40万円の減額です。こちら当初見込みよりも対象者が減ったことによりまして、不用額を整理するものであります。ちなみに、2ページのほうに実績の数字を載せてございますので、参考にしていただければと思います。

続いて、114ページ、2項小学校費、1目学校管理費125万7,000円の追加をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。田上小学校管理費、10節需用費、燃料費56万円の追加をお願いするものです。こちら燃料費、灯油代になりますけれども、単価が非常に上がったということで、また使用料も増えたということで、不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。続いて、光熱水費ですが、29万円の減額です。こちら水道料と下水道使用料が当初見込みよりも使用料が減ったということで、不用額を整理するものであります。続いて、羽生田小学校管理費、10節需用費、燃料費62万2,000円の追加をお願いするものです。こちら灯油代の単価増及び使用料の増によりまして、不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。光熱水費36万5,000円の追加です。こちら当初見込みよりも電気の使用量が増えたということで、電気料不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。

続いて、2目教育振興費で76万6,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。田上小学校教育振興費、19節扶助費、要保護・準要保護児童援助費11万6,000円の減額をお願いするものです。こちら実績見込みによりまして、不用額を整理するものであります。羽生田小学校教育振興費、19節扶助費、要保護・準要保護児童援助費65万円の減額であります。こちら羽生田小学校につきましては、対象者が当初見込みよりも減りまして、実績見込みで不用額を整理するものであります。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費で71万6,000円の追加をお願いするものです。説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校管理費、10節需用費、燃料費

で18万7,000円の追加となります。こちらも灯油代の単価増により、使用料の増により不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。光熱水費52万9,000円の追加となります。こちら電気料となりますが、当初見込みよりも使用量が増えたことによりまして、不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。

続いて、2目教育振興費で138万4,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうをお願いしたいと思います。田上中学校教育振興費、18節負担金補助及び交付金82万3,000円の減額であります。こちら県大会等に出場する部が少なかったことにより減額とするものであります。115ページのほうに行きまして、19節扶助費、要保護・準要保護児童援助費51万1,000円の減額であります。こちら当初見込みよりも修学旅行が延期になったことによりまして支出の実績が減る見込みであるということから、不用額のほうを整理させていただくものであります。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費18万円の減額をお願いするものであります。こちら説明欄のほうをお願いしたいと思います。生涯学習事業、7節報償費、講師謝礼ということで18万円を減額するものであります。こちら新型コロナウイルス感染拡大によりまして、事業を中止したことにより不用額のほうを整理させていただくものであります。

2目公民館費20万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうをお願いします。公民館事業費、18節負担金補助及び交付金、こちら地区公民館活動助成20万円の減額でございます。コロナ禍によりまして、各地区で事業を中止したり、縮小したりしたことによりまして、交付申請額が減ったことにより不用額を整理するものであります。

4目コミュニティセンター事業費12万6,000円の追加をお願いするものであります。説明欄をお願いします。コミュニティセンター管理事業、10節需用費、光熱水費12万6,000円の追加となります。こちら電気料及びガス代が当初見込みよりも多く使用されているということから、不足が見込まれることから追加をお願いするものであります。

続いて、5目地域学習センター費144万円の減額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いしたいと思います。地域学習センター施設管理事業、8節旅費、費用弁償10万円の減額であります。こちら会計年度任用職員の通勤手当になるのですが、通勤手当が不要な職員を雇用したこと。それから、これまで勤務していた方が産休で1年間勤務していないということから、雇用しなかったことから、通

勤手当のほうを不用額を整理するものであります。10節需用費、光熱水費110万円の減額です。こちら電気料を100万円、ガス代を10万円減額するものであります。電気料につきましては、当初見込みよりも基本料金が抑えられたことによりまして、不用額の整理をするものであります。ガス代につきましては、調理実習室の利用実績が少なかったことによりまして、不用額を整理するものであります。12節委託料、次のページ、116ページに行きまして、昇降機管理点検業務委託料24万円の減額となります。こちら昇降機があるのですけれども、使用頻度が少ないことから、当初見込んだ点検回数がそこまで必要ないということになりまして、点検回数の減によりまして不用額を整理するものであります。

続いて、5項保健体育費、1目保健体育総務費17万円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうをお願いいたします。保健体育総務費、13節使用料及び賃借料、有料道路の通行料2万円の減額及び車借上料15万円の減額となります。こちら新型コロナウイルス感染症拡大のため、スキー教室を中止したことによりまして、不用額を整理するものであります。

続いて、4目学校給食施設費15万7,000円の減額をお願いするものです。説明欄のほうをお願いいたします。学校給食施設費、1節報酬、調理員報酬40万円の減額です。こちら会計年度任用職員、給食調理員になりますが、実績見込みにより不用額を整理するものであります。8節旅費、費用弁償3万5,000円の減額です。こちらにつきましても会計年度任用職員の実績見込みにより、不用額を整理するものであります。10節需用費、燃料費18万5,000円の追加となります。こちら軽油代になりますが、配送車の軽油代、それから調理場の灯油代になります。こちら単価増によりまして不足が見込まれることから、追加をお願いするものであります。それから、光熱水費9万3,000円の追加をお願いするものですが、こちら電気料及び水道料が当初見込みよりも使用料が増えたということから不足が見込まれるため、追加をお願いするものであります。

10款の説明及び歳出の説明は、以上で終わりたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

では、大分長くなりましたが、質疑に移りたいと思います。ページ数を示して質疑をしていただければと思います。質疑のある方、発言願います。

6番（中野和美君） 95ページの敬老事業のところなのですが、残念ながら新型コロナウイルスで敬老会が開催されないわけなのですが、通常は約2,300円、1人の出席につき支払われる、助成されるところを、敬老会が開催されないとお祝い品

500円のみ支給で終わるわけなのですが、地区によりまして500円では全然足りない。地区費からの持ち出しをしているというところがあるようですので、その辺このような助成金が余るようであれば、もう少し地区のほうに、来年度新型コロナウイルスでまた中止なんてことがないことを祈りたいのですけれども、このお祝い品、助成金の中で残っている金額の中からもう少し敬老会、地区のほうに補助できないものかなと考えますが、まずこれ1ついかがでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 今の質問なのですが、敬老会を実施した場合に出席者のニーズに応じて補助してきたわけですが、おとし、令和2年、新型コロナウイルスが始まって、とても敬老会を実施できないということで区長会から要望を受けました。何とか敬老会を開催しなくても、記念品を配るので、そこに対して補助を出してもらいたいということで、そこで話合いをした中で、では1人当たり500円を出しますという一つの判断で令和2年度始めました。令和3年度も引き続きまた敬老会ができないというようなことでやってきたものですから、同じ額を今回も支出をさせていただいたということになります。担当課のほうではそういう声を聞いているかどうか、それは分かりませんが、確かに額が多ければ多いほどそれはありがたいのでしょうか、取りあえず今500円で1人お願いしたいということでお話ししてきました経緯で、今回もこのような形でさせていただきました。来年以降について、新型コロナウイルスでまたできないというのであれば、そこはまたそのときまでには検討していきたいというふうに考えております。

6番（中野和美君） 2年連続で持ち出しが大きいという話を聞いていますが、区長会のほうにもう一度確認していただきたいと思います。

そして、もう一つ、99ページの予防接種事業のところ。風疹なのですからけれども、今説明受けました550人中180名の方がそれでも何とか受けてくださったと。それでも3分の1ぐらいでしょうかね。やはり妊娠、出産する女性にとっては、風疹にかかった場合、大変子どもに影響があることで心配になる部分でありますので、今回新型コロナウイルスの予防接種もあつたりして敬遠された部分もあると思うのですが、今後周知なり、また続けてやっていっていただきたいと思うのですが、その辺はどのような計画でしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 国のほうでも、また、令和4年度につきましてもこの事業をやる予定になっております。町のほうも対象者の方に周知はしているのですけれども、そんなに率がなかなか上がってこないというのがありますけれども、引き続き多くの方から受けていただけるように周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

6番（中野和美君） これもちろん継続して予算にも上がってくるのですけれども、なおかつ人ごとに思ってしまう男性が多いと思うので、この辺は一生懸命訴えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 保健福祉課長、今回550名を予定していたのが180名ということで、大分少なかったのですけれども、この要因の分析というのはしっかりできているのでしょうか。そこら辺ちょっと聞かせてください。今言ったように周知不足だけなのか、またはそれこそ我々受ける側の認識不足なのか、どのように分析しているのかちょっと聞かせてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 町としましては、広報に載せたりですとか、メールで周知ですとか、当然案内で周知はしていますので、一応しているつもりだと駄目なのかもしれないのですけれども、ただ実際受けている方が少ないということなので、そういう意味では周知不足という部分もあるかもしれないのですが、その対象の方が分かっているにもかかわらずという意識がないとなかなか受け取ってもらえない部分もありますので、またそういった意味では、内容のほうももう少し工夫できればということも含めて考えたいと思います。

2番（品田政敏君） 101ページ、3目生ごみ処理機の購入補助なのですが、今回私も非常に乗り気といいますか、焼却場の問題の一番のネックが生ごみをいかに減らすべきかというふうにも思っておりましたので、その中で私来年度の予算は今分かりませんが、今回で終わりでしょうか。それとも、私自身がずっと研究したのですけれども、一、二万円ぐらいから10万円ぐらいまであるのです、生ごみ処理機というのは。その辺をもうちょっと皆さん方にこれはどうぞ使ってもらって、20台とか何かいう数ではなくて、来年度予算見ていませんけれども、これで終わりなのか、今後の予定も含めてお聞かせ願いたいと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 課長、これ生ごみ処理機というのはコンポストも入ったような話なのか、そこら辺を明確にしながら、その状況を詳細に含めて答弁願います。

町民課長（田中國明君） 電動生ごみ処理機と、それからコンポスト、それからEMボカシ容器、これら3つ全て対象にしておりますので、これは昨年からはじめたものでありまして、今年度で終わるといようなものではありません。今回たまたま実績として台数が当初見込みの先ほど言いました電動生ごみ処理機であれば20機、それからコンポストであれば30基を予定しておったのですけれども、そこま

で到底満たないだろうということで、今回実績に基づいて減額をさせていただくという内容でございます。来年度以降もこれについては、当初予算で90万円程度の予算を計上してありますので、引き続き対応してまいるということでございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） ないようなので、この第14号の質疑は終了いたします。

では続いて、議案第17号の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第17号、140ページをお願いいたします。令和3年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ148万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,241万5,000円とする内容でございます。

それでは、予算書のほう145ページをお願いしたいと思います。まず、歳入の関係になります。1款後期高齢者医療保険料、1項同じでございます。1目特別徴収保険料、それから2目普通徴収保険料の関係で、合わせて243万5,000円の減額をお願いするものであります。まず、その内容といたしましては、所得の確定によりまして軽減額が増えたことによりまして、保険料を相対的に減額するということが1つです。それから、本算定の1目特別徴収、2目普通徴収にそれぞれの割合が若干変更になったということで、当初特別徴収のほうは80%という割合で見えておりましたが、実績値としまして83%ということになりました。それから、普通徴収は20%で見えておりましたが、実績としては17%ということで減ったというようなことで、これらそれぞれ増減の整理をさせていただいたということでございます。

それから、3款1項1目事務費繰入金の関係でありますけれども、46万9,000円の減額をお願いするものであります。内容としましては、広域連合共通経費の額が確定したことに伴いまして、併せて令和2年度の後期高齢者広域連合繰越金の精算による減額ということでございます。

それから、3目長寿健康増進事業繰入金の関係でございますけれども、1万8,000円の減額であります。これにつきましては、健診を受けていただいた後に健診の事後指導会ということを実施しておるのですけれども、今回教室方式から個別方式に変えたということで、後期高齢の対象の方がいなかったことによる減ということでございますので、お願いいたします。

それから、4款1項1目繰越金につきましては143万8,000円ということで、令和

2年度からの繰越金でございます。

続きまして、146ページ、歳出のほうをお願いしたいと思いますが、2款1項1目後期高齢者広域連合納付金の関係であります。319万6,000円の減額ということでありまして、これにつきましては、まず保険料の負担金が被保険者数の減によりまして272万7,000円減ったという部分であります。当初2,109人を見ておったのですけれども、13人減って2,096人だったということでございます。それから、7割軽減対象者が当初よりも増えたことによる減額ということで、当初771人を見ておりましたが、本算定が終わって813人ということで、42人増えたというような関係で納める保険料のほうが少なくなってきたと。あとは、先ほど歳入で説明しました令和2年度の広域連合の繰越金の精算等によりまして、46万9,000円減額しているというような要因で、319万6,000円の減額をお願いするというところでございます。

それから、3款1項1目一般会計繰出金の関係でありますけれども、173万円ということで、これにつきましては、令和2年度の繰越金の精算によるものであります。

それから、3款3項1目長寿健康増進事業費ということで1万8,000円の減額をお願いするものでありますが、これも先ほど歳入のほうで説明しました健診の後の事後指導会開催方式を教室方式から個別方式に変えたということで、後期高齢の対象者がいなかったということで減額をさせていただくという内容でございますので、よろしく願いいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 議案第17号の説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質疑を打ち切ります。

続いて、議案第18号 令和3年度田上町訪問看護特別会計（第3号）の説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 148ページのほうをお願いいたします。議案第18号 令和3年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）、歳入歳出それぞれ277万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,225万4,000円とするものでございます。

それでは、153ページお願いいたします。歳入になります。1款1項1目療養費100万円の減額をお願いするものです。訪問看護料としましては、医療保険に係る部分と介護保険に係る部分がありますが、そのうちこの1款につきましては、訪問

看護料のうち医療保険の部分に係るものになりまして、それぞれ年度末に至りまして訪問看護料の見込みによりまして、1目療養費100万円の減額をお願いするもの。それから、次の2目利用料につきましても基本利用料ということで、70万円の減額をお願いするものです。1目につきましては、医療保険者のほうから入ってくるもの、例えば社会保険ですとか、国民健康保険のほうから7割ですとかということが入ってくる部分になりますし、2目利用料につきましては、ご本人からの利用料ということで1割なりの負担の部分ということになります。

続きまして、5款1項1目繰越金447万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、令和3年度の繰越金をこれで全額を計上させていただくものになります。今回これを計上することによりまして607万円、全額を計上するものとなります。

ページはぐっていただきまして154ページ、歳出です。2款1項1目訪問看護事業財政調整基金積立金、補正額277万1,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、24節積立金ということで、訪問看護事業財政調整基金元金積立金ということで、今回の補正の歳入歳出の差引き分、財源調整分をこちらの基金に積み立てるものです。今回この277万1,000円を積むことによりまして、令和3年度末現在の残高見込みといたしましては1,889万4,898円となる見込みです。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、議案第18号の質疑を打ち切ります。

あと5分で午前12時になりますけれども、議案第19号と、あと教育委員会からの報告等がありますが、全部の議題が終わるまで委員会を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第19号の説明をお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） では、155ページをお願いいたします。議案第19号令和3年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。歳入歳出それぞれ3,986万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億636万6,000円とするものでございます。

それでは、158ページのほうをお願いいたします。158ページ、最初に第2表ということで、債務負担行為の補正をお願いするものです。地域包括支援センター支援

システムのリース料ということで、期間といたしましては、令和3年度より令和8年度までの足かけ6年度になります。限度額ということで211万2,000円の債務負担額をお願いするものです。こちらにつきましては、現在地域包括支援センターが保健福祉課内にありますが、そちらにおきまして請求の関係で使用しておりますシステムが令和3年度末で5年間のリースが終了いたします。令和4年度から新たに5年間のリース契約が必要になりますが、金額から入札が必要になる案件でございますので、その入札を行うために令和3年度から準備をする必要がありますので、令和3年度から債務負担ということでお願いをいたします。なお、その実際の支払いが出てくるのは令和4年度になりますので、歳出予算自体は令和4年度のほうで当初予算で措置いたしますが、この債務負担自体は今回の補正ということで今回こちらに上げさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、161ページのほうをお開きください。歳入のほうに入ります。1款1項1目第1号被保険者保険料104万2,000円の減額をお願いするものです。それぞれ1節特別徴収保険料、それから2節が普通徴収保険料になりますが、年度末に至りまして、保険料の見込みによりそれぞれ特別徴収、普通徴収の割合を整理させていただきますので、トータルで104万2,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、3款2項1目調整交付金500万2,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、保険給付費の実績で後ほど歳出でご説明申し上げますが、減に伴いまして、こちらの決定額も減額となることから、それぞれ調整交付金が470万3,000円、それから特別調整交付金ということで、29万9,000円を減額をお願いするものです。

続きまして、2目地域支援事業交付金139万8,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては年度末に至り、実績見込みにより減額をお願いするものです。

その次の3目につきましても同じく年度末に至りまして、実績見込みにより74万8,000円の減額をお願いするものです。

その次、6目介護保険事業費補助金58万3,000円の増額につきましては、当初予算におきまして、介護報酬会計等に伴うシステム改修事業ということで歳出のみ計上しておりましたが、このたび補助の決定になりましたので、歳入のみ今回増額補正をお願いするものです。

続きまして、7目介護保険災害等臨時特例補助金34万4,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまし

て保険料減免を行うこととなっておりますが、そのうち10分の6が国のほうから措置されることになっており、それが決定となりましたので、その10分の6分、34万4,000円の増額をお願いするものです。

ページをめくっていただきまして、162ページです。4款1項1目介護給付費交付金、こちらからこのページ、すみません、162ページ、それぞれ下の5款2項2目までそれぞれ年度末に至りまして、実績見込みによりましてそれぞれの支払基金に係るもの、それから県支出金、県負担金に係るもの、それから県補助金に係るものをそれぞれの負担割合に応じまして減額をお願いするものとなります。金額は、説明欄に記載させていただいておるとおりですので、よろしく願いいたします。

続きまして、次のページ、163ページお願いいたします。163ページ、7款1項1目介護給付費繰入金、それからその次の4目低所得者保険料軽減繰入金、それぞれ489万7,000円の減額、それから17万4,000円の減額。こちらにつきましても年度末に至りまして歳出のほうが確定見込みですので、それに伴いまして減額をお願いするものです。

その次、5目その他一般会計繰入金130万3,000円の減額をお願いするものです。1節事務費繰入金58万3,000円の減額につきましては、先ほど歳入の3款2項6目におきまして、システム改修事業補助金の58万3,000円の増額補正をさせていただきましたが、その分こちら一般会計のほうで立て替えていたものを歳入の調整ということで減額をお願いするものです。

それから、その次、2節その他一般会計繰入金、こちらにつきましても先ほど歳入の3款2項7目のところで介護保険災害等臨時特例補助金ということで、新型コロナウイルスによる保険料の減免に係る部分が10分の6国から入ってくることが決定したということに伴いまして、それぞれ一般会計で立て替えておった部分を減額ということで72万円減額するものです。

それから、一番下、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金373万4,000円の減額をお願いするものですが、こちらにつきましては今回のこの補正の財源調整ということで、繰り入れていたものを財政調整ということで繰り戻しといいますか、戻すものになります。今回のこの補正におきまして、令和3年末現在の基金残高見込みは1億8,893万7,585円となる見込みです。

ページめくっていただきまして、164ページをお願いいたします。ここから歳出になります。2款1項1目居宅介護サービス給付費3,674万4,000円の減額をお願いするものです。説明欄ですが、18節介護サービス給付費ということで、年度末に至

りまして、実績見込みにより執行残が見込まれますので、減額をお願いするものです。

続きまして、2目地域密着型介護サービス給付費252万5,000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましても説明欄ですが、地域密着型介護サービス給付費の執行残が見込まれますので、実績に伴いまして減額をお願いするものです。

それから、次のページ、165ページの下段のほうに行ってくださいまして、2款2項3目介護予防福祉用具購入費9万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましても、介護予防給付費の不足が見込まれるということで、9万1,000円の増額をお願いするものです。

ページめくっていただきまして、166ページ、3款1項2目介護予防・生活支援サービス事業費です。68万4,000円の減額をお願いするものです。説明欄ですが、こちらにつきましても、介護保険の認定調査などをお願いしております会計年度任用職員は、膝の手術の関係で1月から3月まで休みに入りましたので、その分不用となる金額を減額をお願いするものです。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

私1点だけ聞いて。介護予防福祉用具費でなっているのだけれども、これサービス給付費なの。用具は別にいっぱい必要になったということではないですか。そこから辺聞かせてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） この介護予防福祉用具購入費というのが、まず介護予防とつくのが、要介護と要支援というのがあるのですけれども、その要支援の方が介護予防というふうに呼びますというか、分けられまして、その要支援の方の福祉用具の購入費が若干不足が見込まれるということで補正をお願いするものです。4月から1月までの10か月間で、この当初予算50万円にも近い額が支出されておりまして、今後の見込み、3月末までにまた相談等もありまして、不足が見込まれるということから増額をお願いするものです。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質問ありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） なければ質疑を打ち切ります。

以上で付託されたところの質問は受け付けたのですが、先説明でいい。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） それでは、順次、討論及び採決に入りたいと思います。

まず、承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） 私は、本議案については先ほどお話をしましたように、判断基準になる要綱が設定をされていない中において、条例に追記をすることについて反対であります。なぜかといいますと、明確な基準の下に運用されるのが条例でありまして、その時々の人によって条例の捉え方は違うという形では困ります。それから、町民から提起をされて約1年にも及ぶ間、残念ながら最終的

な結論に至らず今に至っている、こういう状況を考えた中で、条例に追記をする、そういう緊急性のない中で、あえてそういった条例に追記をするということに関して理解しがたいところがございます。したがって、私はこの議案については反対をいたします。

以上です。

9番（熊倉正治君） 私は、賛成の立場で討論をしたいと思います。

そもそもこの条例改正については、匿名の投書があったということで議会の中でも議論になってきたわけですが、この匿名の投書の中でも営利目的が絶対的に駄目ということではないというようなことも入っているのです。そういう意味でいえば、議会の中でもいろいろ議論はしてきましたが、私は今回の条例改正でその交流会館とは少し違うということで地域学習センターのほうは営利目的の関係は条例の中で物品販売であるとか、継続的利用を禁止するというような条項を加えたいということの改正でありますから、そういう意味での改正であれば、私は今まで議会の中で議論してきたことが活かされたのかなというふうには思いますので賛成しますが、一番重要なものは地方自治法の規定によって、地域学習センターは設置をされているということ。そこが私は一番ポイントなのではないかというふうにずっと今まで思ってきました。特定の正当な理由がない限り、住民の公の施設を利用することを拒んではならない。さらには不当な差別的取扱いをしてはならない。こういうものがあるとすれども、営利、非営利なんていうものは、もうこの場合は全部許可、オーケーというふうに私は思います。ただ、細かい運用については条例で定めなさいということになっているわけですから、その部分を条例今回改正をして、要綱、規則がまだはっきりしていないというのは、そこは私はちょっと問題だとは思いますが、早急にその部分を制定をして、早く運用を図っていくと、そういうことで私は賛成をしたいと思います。

以上です。

2番（品田政敏君） 私は、小野澤委員と同じです。これは、もう一度お持ち帰り願いたいというふうに思っております。というのは、基本的に私は先回の全協のときにも言いました。私、町長にもしっかり聞いてもらいたいと思うのです。この建物何で造ったのだというふうなのを私は中学生に問いかけられました。本当にそうなのですか。これは、今の町長ではなくて、前の町長のときからできてきたのだというふうに説明はしましたけれども、本当に町長が言う賑わい、地域学習センターが賑わうかどうかは別ですけども、このままであったら今熊倉委員が言ったみたい

に営利だとか何かにもものすごくこだわっていました、教育委員会。私は、どんどん、どんどん、先回の全協でもありました熊谷市か何か出ましたね。そういうようなことも含めまして、行政は営利やって何がおかしいのだというぐらいの今の時代だと思うのです。現実には営利であることに対してすごく神経質になっているみたいですが、でも、どんどん、どんどん、賑わいというか、活用できる場所にするためには、ぜひとももう一度再考を願いたいと思います。

10番（松原良彦君） 私は、この件に関しては賛成のほうに回ります。というのは、私たちはいろんなところで勉強し、いろんな過程を踏まえて、それを見ながらやっていくわけですから、今回は1年もかかってまだまだできないというのは相当大変難しい、相当皆さんからよく考えてもらいたい、そういう立場の中で私たちは見ていたと思いますので、そんなにむきにならないで、また悪かったところは直せばいいのですから、そこら辺はそう難しく考えなくてもいいのではないかと思って賛成のほうに回ります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

続いて、報告事件があるので、報告を願います。教育委員会から。

教育長(安中長市君) 教育委員会のほうから報告させていただきます。

皆さんのところに新型コロナウイルス感染症の確認に伴う園、学校の対応について、報告というのを上げさせてもらいました。先週羽生田小、今週竹の友幼稚園が新型コロナウイルスによって休業したり、自粛をしたことに対する説明です。昨日、総務産経常任委員会で説明させていただいたのですが、口頭で説明をしたら文書のほうで出せと言われて慌てて作って、今見ましたら大分言葉が足らなかったり、足さなければいけないところがあるので、それはご容赦ください。それに関しては、もう一度直して月曜日にお配りさせていただきます。時間がありませんので、簡単に説明してご質問を受けたいと思っています。

一番最初、羽生田小学校ですが、先週の水曜日の午前中、保護者から電話があって、自分の子どもが陽性になったということで、そこから羽生田小学校と田上町教育委員会のほうで対応しました。いろいろ書いてあるのですが、大事なところだけ話をさせていただきます。3月2日、学校のほうでは臨時休業をするということを決めまして、3月3日から6日までにする。そして、保護者に話をし、午後2時から親御さんに迎えに来ていただいて、保護者のほうにお渡ししました。その後、濃厚接触者を特定させていただきました。次の日、濃厚接触者約10人に関しては保護者同伴で学校に来ていただいて、町の保健師の指導で抗原検査をさせていただきました。結果は全員陰性でした。次の4日に新たに児童2名の陽性が確認をされたものですから、学校のほうではもう一日休業を延ばそうということで3月7日までの休業を決定しました。そしてまた、その動きの中で濃厚接触者ではないけれども、その他接触者を特定させていただいて、次の日その児童数名が保護者同伴で学校に来ていただいて、同じように検査をして全員陰性でした。さっき約10名や数名と数字を上げないのですけれども、ご勘弁ください。これなのですが、結局陽性になった周りの検査をするというと、親御さんのほうですごく敏感に反応します。そういうことをすると、うちの子だって分かってしまうのではないかと。それで、園や学校は何をしているかということ、例えば濃厚接触者になったとか、その他接触者になった

とか、なるべく分からないように動いているものですから、数字をきちんと出せなくてご勘弁ください。3月8日、学校は再開しました。3月8日の午前中、園校長会を開きまして、羽生田小学校からの対応の説明と課題を報告させていただきました。町がつくっている対応マニュアルを2月8日付けでつくっていたのですが、その関係の協議をしました。それをしている最中に、今度竹の友幼稚園から5歳児2人の陽性が分かりました。それで、また竹の友幼稚園のほうで対応するのですが、こここのところで書かせていただいたのですが、保育所から小学校と園はもう違うと。園の場合、濃厚接触者とか、その他接触者とか分けることはなく、もうそのクラス全員がいつかかってもいい状態になると、感染している状態になると。ただ、濃厚接触者とは言えないと、それに近い状態であると。そして、園が検査等をするのはかえって集まるとまた感染が広がるおそれもありますし、お子さんが小さいと体の中にあっても発熱をしないとなかなか外に現れない。つまり抗原検査をしても、PCR検査をしてもなかなか出ないので、一番大事なことは数日間家にいて、親御さんがしっかり観察をして、おかしかつたらすぐお医者さんに行くと。そういうことだというアドバイスを受けましたので、濃厚接触者としては出さないことにしました。

次のページに行きます。5歳児に3月8日から13日まで自粛という形にさせていただきました。午後早退ということでお迎えをお願いしました。3月10日に新たに5歳児1人、それから3歳児が1名出ました。この3歳児が1名出たことによって、大変に残念ですが、新たに3歳児クラス全員を3月10日から14日まで登園自粛をお願いいたしました。あとは同じようにやらせていただいています。実はそういうことで園のほうもメールを発信したのですが、その後また保護者のほうで5歳児1人の陽性が確認されたという連絡が入っております。

早口でお話ししていますので、もし何かここはどうなのだということがあったらご説明させていただきます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。これ何かおかしい場所があるのですか。後で訂正して上げるなんていうのは。

教育長（安中長市君） 言葉の使い方とか、ちょっと足りないところがあるので、大きな間違いはありませんが、足らせていただいて、訂正文もう一回出させて……

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、これの改訂版を月曜日にもう一回、議員のボックスの中に入れるということでしょうか。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質問ありませんか。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） この文章がまた変わるということであれなのだけれども、羽生田小学校で初めて出たときに、私の記憶なのだけれども、メールを受信して学校関係者という言い方だったのです。ところが、幼稚園になったときに、途端に具体的に3歳児だとか、5歳児とか、こういう言い方に改まっているのだけれども、私は羽生田小学校の段階で、例えば三条市とか生徒か先生かというのは明確にしているわけだから、何でそこを明確にしなかったのか。要は保護者は、羽生田小学校に通わせている保護者からすれば、本来であれば何年生なのだろうと、そういうところまで気にかかるわけですね。それを学校関係者なんていうのは、学校の先生なのか、はたまた支援員なのか、生徒なのかさっぱり分からない。だから、そういうあやふやな情報を初期動作の中で流したその理由、それから今後どうするのか、それをちょっとお聞かせいただきたい。

教育長（安中長市君） 実は田上町では感染者が出た場合、どこの学校なのか、それから教職員なのか、園児、児童生徒なのかはきちんと発表しようということになっていたのですけれども、一番最初の段階だけ少し配慮が必要だと、細かくはお話ができないのですけれども、配慮が必要だということで、一番最初そのような形で発表させて……

（何事か声あり）

教育長（安中長市君） 配慮が必要な児童だったのです。親御さんにもいろいろ交渉したのですけれども、一番最初はなかなかご理解がいただけなく、その形を出させてもらいました。ただ、その後2人、3人と出たところに関しては、親御さんのご理解をいただいて、児童というふうにさせていただきました。今回は特殊だったということでご理解ください。できるだけ小野澤委員のおっしゃるように、町民の方や保護者が不安にならないような情報の提供をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） どういう事情があったのか、そこまで詳細は私知りたいとは思わないけれども、ただこういったものというものはある意味で統一基準で情報を発信をしないと、受け取ったほうが疑心暗鬼になるわけですね。たまたまどういふ事情が分かりませんが、事情がやむにやまれぬ事情があったのでしょう。それを要は遂行したとしても、町民の疑心暗鬼というのは逆にその分増しているわけですね。だから、それに対して的確な行動、1報ではできなかつたら2報、3報の中でそれを補っていくようなやり方をしないと全く危機管理が作

用していないのではないかという話。だから、言わないでくれと言った保護者を責めるとか、そういう意味ではないです。これが駄目なら次、次が駄目なら云々。あれだけ田上がたまたまそういう事情がなかったわけだけども、やはり準備としては残念ながら怠っていたと言わざるを得ないのだろうと思う。町民は一番敏感なわけです、そういった部分に。議員だから知っている、どうなのだと、こう言われたって、いや、私らも分かりませんわと、教育委員会に聞いてくれという話になるわけ。だから、そこの起きるのを前提にマニュアル化をしなければ駄目なのだ。田上の場合、いつもそうではないですか。起きてからあたふた、あたふたして、何か第1報と第2報と第3報と変わってきたりとか。そういうマニュアル、危機管理では駄目だよと。例えば総務課なんてとうとうと要は自分らの職員ですなんて、こうやって言葉でよこしているわけです。あれと比較すると、どうも教育委員会が担当しているものに対しては何か詳細が分かりづらい、何かを隠しているのではないかと思わざるを得ないような文書。私は、そういうふうと思う。したがって、竹の友幼稚園のように3歳児が云々、あるいは5歳児が云々、これぐらい具体的であればそうだよという話になる。だから、それはもう少し検討して、今後また出てくる可能性は十分にあるわけですから、その辺はしっかり検討していただいて、町民の疑心暗鬼、不安を少しでも払拭をするような、そういうような情報発信、ましてや情報発信を一生懸命やりますなんてたしか町長の施政方針だったか、何か分からないけれども、書いてあったはずだ。だから、そういうものを町民が一番欲しいわけですから、そういったものを的確に発信できるように今後改善をしていただきたいというふうに思います。

教育長（安中長市君） 小野澤委員のおっしゃることは本当にそのとおりだと思います。今回は、言葉は難しいですが、特別だったとだけいただければありがたいです。それで、先ほど言ったように2報、3報では一番最初のお子さんも含めて児童というふうに表現させてもらって、学校から親御さんにメール配信をさせていただいています。私どももそういう形でメール、それからホームページに載せさせていただきました。ご意見十分にお受けしておきます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 教育長、このメールでは感染が確認されましたというような形で報じているのですけれども、これ見ると抗原検査で陽性だったというふうな形になっているのですけれども、抗原検査で陽性が出れば感染が確認されたというふうに発表していいというふうに保健所の指導とか、そういうのはなっているのか明確にしてください。

教育長（安中長市君） それはそのとおりです。今熱が出て、熱が出たなとってお子さんが開業医のところに行くと、もうPCR検査をまずしません。抗原検査をします。その抗原検査で陽性になると、もう陽性だということでお医者さんのほうから保健所のほうに通報しますし、親御さんにもあなたのところはもう陽性ですというふうに言います。そういうことでご理解ください。

2番（品田政敏君） 私最近のニュースでも経路については未発表なのですよ。当初の頃、経路についてはすごく言ったの。例えば私も興味本位で今保健福祉課長補佐に聞いたのですが、それは県がやることだみたいな話だったので、そういう情報はぜひ上げてもらいたいのです。例えば今みんな言うのは空気感染だということになるかもしれませんが、親御さんはもうこれこれこうで、例えば外出が多くて県外に仕事で行っているとかというような感じだとか、そういうのを原因をこの頃マスクも昔は全部言ったのだけれども、最近はまだ全部空気感染と言って、誰がうつったっておかしくないですよみたいな感じになっていますので、その辺は誰もが教育長がえらい心配していました、個人情報はどうだのこうだのというように、関係ないと思いますので、そういう情報を入れてもらいたいと思います。

教育長（安中長市君） 大変申し訳ありませんが、その情報はなかなかお話ができませんし、子どもも判断をしていません。もともと今ここに出ているお子さんたちに関しては、基本的には経路不明です。ただ、保護者が三条保健所とお話をしていく中で、三条保健所がどのような判断されているかは知りませんが、分からないのですが、子どもはそのことを知ることはないわけなので、大変申し訳ありませんが、教育委員会からお話しすることはありません。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 以上、報告事項ということです。

それから、皆さんのボックスのところであって1部持ってきてくれるようお願いしたのですけれども、田上町職員の新型コロナウイルス感染の判明についてということで、昨日の総務委員会でその報告があり、その文書で議員全員に報告するよという要請がなされた結果、皆さんのところに配付されていますので、これも熟読しておいてください。

それから、町の体制として、例えば羽生田小の教職員、竹の友幼稚園の職員や児童も含めてなのですけれども、また町の総務課の職員とか、感染してからウイルスが検出されるまでタイムラグが何日かあるというような話もあるので、直後に検査したようだけれども、2度目の検査と違ってちゃんとしていくのか、ちょっと副町長そこら辺。2度目の検査というのはどのように考えているのか。例えば総務課

職員やったよね。

副町長（吉澤深雪君） 町職員の話であれば、検査等、濃厚接触者であればもちろんもう既に自宅待機で検査というようなことになりますが、無症状であれば、それは自主検査に今なっております。今は、無症状であればもう保健所はタッチしないということでもありますので、それぞれの関係者で自主検査というようなことになります。ただ、今回総務課職員の関係については、庁舎内では濃厚接触者に当たる該当者はいなかったということではありますが、一応念のためというか、大事を取って総務課の職員については1度抗原検査を行ったということでもあります。2回目とかについては承知はしておりませんが、恐らくそこまでの必要はないかなということで今判断しております。

社会文教常任委員長（池井 豊君） いいでしょうか。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、以上をもちまして社会文教常任委員会を終了したいと思います。皆さんお疲れさまでした。

午後零時36分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年3月11日

社会文教常任委員長 池 井 豊